

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
日本年金機構令和六事業年度財務諸表関係

〔公 告〕
諸事項

○女満別空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件
(国土交通八一八)

〔その他告示〕

○内閣総理大臣の所掌に係る個人情報の保護に関する法律第五章第二節から第五節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件 (同一一二)
(内閣府一一二)

〔法規的告示〕

目 次



(号外) 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他の会社決算公告
四三

四三

法規的告示

○内閣府告示第百十一号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十二年政令第四十一号)第十五条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百十七号(内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件)の一部を次のように改正する。

令和七年八月十九日

内閣総理大臣 石破 茂

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

別表	改	正	後	別表	改	正	前
	附則	【略】	【略】		【同上】	【同上】	【項を加える。】
備考 表中の「」の記載は注記である。				備考 表中の「」の記載は注記である。			
この告示は、公布の日から施行する。				この告示は、公布の日から施行する。			

○内閣府告示第百十二号
個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第一百二十六条及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第三十二条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第三十一号（内閣総理大臣の所掌に係る個人情報の保護に関する法律第五章第二節から第五節までに定める権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月十九日
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

別表	改	正	後	別表	改	正	前
	附則	【略】	【略】		【同上】	【同上】	【同上】
備考 表中の「」の記載は注記である。				備考 表中の「」の記載は注記である。			
この告示は、公布の日から施行する。				この告示は、公布の日から施行する。			

○国土交通省告示第八百十八号
女満別空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があつたので、航空法（昭和二十七年法律第一百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和七年八月十九日
設置者の氏名及び住所

- (1) 指向信号灯以外の飛行場灯火 北海道 北海道札幌市中央区北三条西六丁目
指向信号灯 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
- (2) 航空灯火の種類及び名称 飛行場灯火 女満別空港照明施設
航空灯火の位置及び所在地 女満別空港内 北海道網走郡大空町

そ の 他 告 示

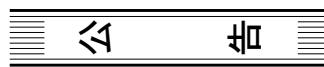
四 変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変更後				変更前			
四 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項				四 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯 質	光 度	配 置 等	航空灯火	灯 質	光 度	配 置 等
滑走路警戒灯	発光ダイオード、航空黄の明滅光、毎分四十八明滅	実効光度千カンデラ	誘導路の一時停止すべき位置で誘導路中心線に直交する直線上誘導路の両外側	滑走路警戒灯	白熱電灯、航空黄の明滅光、毎分四十八明滅	実効光度千カンデラ	誘導路の一時停止すべき位置で誘導路中心線に直交する直線上誘導路の両外側
(略)				(略)			

附 則

この告示は、令和七年八月二十日から施行する。



諸 事 項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第125号

茨城県常陸大宮市宇留野486番地の1

債務者 橋田 守

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 江原 健太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第241号

茨城県常陸太田市天下野町4755番地

債務者 小林 隆男

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石橋 真一

水戸地方裁判所

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第230号

埼玉県羽生市南羽生1丁目2番地12 マリアージュ参番館201

債務者 菊地 真之

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊地 陽一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第524号

埼玉県川越市大字今福813番地1 (フラットヒルズエコ103号室)

債務者 古閑由紀子(旧姓下野)

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 遠藤 浩紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後3時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第667号

京都市伏見区醍醐古道町11番地3、住民票上の住所京都市伏見区日野野色町1番地12

債務者 KAI工業こと 中越 規之

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田篠 明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第1203号

札幌市東区北20条東9丁目2番13号 N20クラブハウス201号

債務者 大池 秀和

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 市川 大輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第238号

茨城県ひたちなか市湊中央1丁目11番27号

債務者 伊藤 紗子

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 石橋 真一

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第239号

茨城県鉾田市大和田1340番地18

債務者 遠藤美奈子

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 篠崎 和則

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第221号

茨城県那珂市額田南郷2448番地49

債務者 久米 弘二

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 高倉 久宗

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第244号 茨城県水戸市千波町1663番地の12 キャッスル葉山103号 債務者 山田 貴大 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白石 裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 水戸地方裁判所	令和7年(フ)第593号 名古屋市北区光音寺町2丁目74番地 債務者 堀田 真司 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森下 和也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第1496号 名古屋市天白区高坂町11番地 高坂荘5棟308号 債務者 丸茂 孝 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松井 明美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第95号 山口県宇部市西本町1丁目11番5号、前住所山口県宇部市中央町2丁目12番4-301号 債務者 北村 徹 1 決定年月日時 令和7年8月4日前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 琢治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第593号 北九州市門司区東本町1丁目5番5号 債務者 三村 哲平 1 決定年月日時 令和7年8月4日前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第1106号 埼玉県戸田市美女木1丁目17番地の4 レオパレストダブルルームハイツ2-106号室 債務者 堀切 遥 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 篠之内 寛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1618号 愛知県愛知郡東郷町白鳥1丁目5番地16 債務者 岩田 真実 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 手嶋 琢人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第15号 熊本県天草郡苓北町白木尾276番地3 債務者 田中 宏和 1 決定年月日時 令和7年8月5日前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木千里 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 熊本地方裁判所天草支部
令和7年(フ)第119号 青森市富田1丁目3番8号 債務者 沼畑 憲子 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂 正俊 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 青森地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第479号 埼玉県川越市野田町1丁目14番地20 債務者 宮川 航太(旧姓岡田) 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 寛太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日前3時 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第27号 北海道河東郡士幌町字士幌幹線175番地18 債務者 西部 亮 1 決定年月日時 令和7年8月5日前1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木涼太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第55号 石川県小松市大領町ワ241番地 ティアーズ202、従前の住所富山県高岡市蓮花寺644番地1 ソレイユ高岡1103号 債務者 牛山 俊亮 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川本 樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日前11時15分 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 金沢地方裁判所小松支部
令和7年(フ)第78号 茨城県高萩市大字秋山251番地 債務者 藤枝 伸夫 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐久間友則 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 水戸地方裁判所日立支部	令和7年(フ)第513号 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘2丁目2979番地の3 ブランヴェール狭山ヶ丘108 債務者 柳澤 伸佳 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 善亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日前2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第491号 埼玉県八潮市大字二丁目1169番地3 債務者 鶴岡 薫 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黄川田 拓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第1152号 愛知県あま市上萱津大門39番地 レイ 101号 債務者 服部 桐子(旧姓久保) 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 祐太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

<p>令和7年(フ)第793号 京都市伏見区下鳥羽前田町53番地 メゾンドなごみ105、前住所京都市伏見区下鳥羽南三町82番地 債務者 小倉 俊介 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅井 亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第104号 新潟県長岡市左近町106番地1 債務者 目黒 文男 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 船山 尚吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第952号 大阪市浪速区桜川2丁目14番24号 リューピックビル 501号 債務者 伊藤 克利 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 玉野まりこ 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第1908号 大阪府吹田市上山手町24番15-807号 債務者 鹿島 康平 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤 明俊 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第166号 和歌山市有本500番地4、前住所和歌山市加納63番地3 メゾンソレイユ105 債務者 祈真工業こと 和田 力也 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷口 拓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時25分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第131号 愛知県新城市庭野字原川40番地3 ガーデニア105 債務者 松本 和亮 債務者 松本 和亮 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤本 佳大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第330号 愛知県刈谷市一ツ木町4丁目30番地23 サンコートA i 101号 債務者 桐生 義久 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保田佳代 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第171号 長崎県長崎市女の都4丁目11番24-303号 債務者 松野ユンボ工事こと 松野 博一 1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 有馬 理 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 長崎地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第171号 長崎県長崎市女の都4丁目11番24-303号 債務者 松野ユンボ工事こと 松野 博一 1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 有馬 理 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 長崎地方裁判所民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第70号 島根県安来市広瀬町広瀬797番地6 債務者 田邊 詩織 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡崎真由子 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第7号 島根県安来市広瀬町広瀬797番地6 債務者 田邊 詩織 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡崎真由子 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで 松江地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第135号 岐阜市今嶺4丁目12番3号 債務者 小寺 寿男 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小椋 功 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで 岐阜地方裁判所</p>
<p>令和7年(フ)第52号 長野県小諸市六供1-10-3 山佐荘101号室、住民票上の住所長野県小諸市南町2丁目1番10号 債務者 小林 智子 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高畑 瑛子 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 長野地方裁判所豊橋支部</p> <p>令和7年(フ)第36号 長野県小諸市六供1-10-3 山佐荘101号室、住民票上の住所長野県小諸市南町2丁目1番10号 債務者 小林 智子 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高畑 瑛子 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 長野地方裁判所佐久支部</p> <p>令和7年(フ)第34号 兵庫県南あわじ市福良乙166番地3、従前の住所兵庫県南あわじ市福良乙934番地10 債務者 前田 崇 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富本 和路</p>	<p>令和7年(フ)第52号 長野県小諸市赤穂8200番地3 順天寮 債務者 村田 宏人 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒田 信 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 長野地方裁判所伊那支部</p> <p>令和7年(フ)第118号 新潟県長岡市今朝白1丁目3番34号 ブラウニー今朝白301号室 債務者 駒野 博之 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 信行 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第20号 長野市三輪1丁目16番28号 債務者 田中 正喜 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 和彰 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 長野地方裁判所民事部破産係</p>

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和7年(フ)第121号

青森県八戸市南郷大字中野字大久保18番地30
債務者 前田 愛佳

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第753号

仙台市泉区上谷刈字向原7番地の54 アネックスエリナ103、従前の住所仙台市青葉区川平2丁目12番8号
債務者 天野 真和

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第813号

仙台市宮城野区新田2丁目17番38-403号
債務者 川崎 憲子(旧姓芳賀)

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第831号

宮城県岩沼市字朝日32番地の3 パシオン104、従前の住所宮城県亘理郡亘理町逢隈田沢字早川51番地1 プラシードII103
債務者 大泉 空飛

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第102号

福島県いわき市小名浜字林ノ上247番地の167
債務者 折笠 信浩

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第267号

茨城県ひたちなか市新光町23番地 県営ひたちなかアパート3棟102号
債務者 岡本 春枝

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第1042号

東京都立川市羽衣町2丁目11番1号
債務者 白井 俊樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第108号

長野市川中島町上氷鉋1045番地3 グリーンハイツ青木303
債務者 近藤 和彦

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第138号

長野市伊勢宮2丁目1番23号 ミルキーポ1-A
債務者 横山 香

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第52号

長野県佐久市北川557番地 清和寮
債務者 柏木 弘宜

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和7年(フ)第51号

岐阜県安八郡神戸町大字神戸70番地の1
債務者 河出 みか

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第79号

岐阜県大垣市見取町4丁目49番地4 シャルマンコーポ大垣駅前 705号、前住所岐阜県大垣市林町2丁目49番地 カーサ・プリマーレ 401
債務者 岡安 萌奈

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第232号

静岡県湖西市新居町新居2914番地 マ・メゾン302
債務者 先間 正

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第243号

静岡県浜松市中央区和地山3丁目16番1号
和地山エステートピア106号室
債務者 小池 真二

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第249号

静岡県浜松市中央区若林町2118番地の1 サンキャッスル301
債務者 松本 城享

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第2767号

大阪市住吉区上住吉2丁目13番12号 酒井家
レインボーアイリス402号
債務者 川崎 優子

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3014号 大阪府八尾市恩智中町2丁目23番地 新栄プロパティー恩智Ⅰ-205号 債務者 押岡美智子 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第637号 神戸市中央区日暮通3丁目1番1号 トミーハイツ402号 債務者 山本まゆみ 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第385号 岡山県総社市新本3016番地(住民票上の住所) 岡山県瀬戸内市邑久町本庄835番地 債務者 長代 博之 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第424号 岡山市北区青江3丁目9番17号 ピーライン 青江B棟202号室、旧住所岡山市北区関西町 6番22号 岡西市営住宅6-22番館2号 債務者 花森アウロラこと HANAMORI AURORA BALATUCAN 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第3279号 大阪府豊中市原田元町3丁目3番14-205号 債務者 赤坂 夏希 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第658号 神戸市東灘区本山北町3丁目4番9-406号 債務者 小川 理奈 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第395号 岡山市中区関276番地6、旧住所岡山県備前市穂浪402番地1 クレストール飛天B202 債務者 藤原 央明 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第294号 大分県別府市餅ヶ浜町10番2号 餅ヶ浜ビル403号 債務者 湯藤 友巳 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 大分地方裁判所民事第1部
令和7年(フ)第3565号 大阪府豊中市長興寺南4丁目8番8-102号、 前住所大阪府豊中市旭丘1番2-801号 債務者 永安 正子 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第357号 岡山県赤磐市黒本436番地 債務者 渡邊 瑞希 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第410号 岡山市東区可知4丁目5番E-105号、旧住所岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍847番地4 ビレッジハウス2-104号 債務者 大和 英幸 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第301号 大分市畑中3丁目9番33号 プレジールサンハイツ102 債務者 佐藤 由美 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第632号 神戸市須磨区明神町3丁目1番5号 ハイツ明神107、従前の住所神戸市垂水区下畑町字谷川2045番地の2 中塚文化102号 債務者 村上 千春 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第373号 岡山市北区学南町3丁目11番22号 C L E O 学南II 102号室、旧住所岡山県津市福田1245番地1 債務者 松本亜衣子 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第411号 岡山市東区可知4丁目5番E-105号、旧住所岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍847番地4 ビレッジハウス2-104号 債務者 大和 國子 1 決定年月日時 令和7年8月4日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第305号 大分市大字光吉2192番地の7 市営2W3-6 債務者 小牧由和司 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第306号 大分市新貝5番14号 S Q U A R E – S 101 債務者 大村恵美子 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(フ)第189号 沖縄県沖縄市高原7丁目15番9号 チェリー・ハイツC201 債務者 金城 莉穂(旧姓照屋) 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月5日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係 令和7年(フ)第60号 北海道小樽市赤岩1丁目19番28号 債務者 竹谷 晓子 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 札幌地方裁判所小樽支部 令和7年(フ)第53号 長野県駒ヶ根市上穂栄町6番7号 ティンクル本町505号 債務者 熊谷 巖 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 長野地方裁判所伊那支部	令和7年(フ)第86号 三重県津市戸木町2191番地 桃里団地C棟204号 債務者 後久 雅代 1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 津地方裁判所破産係 令和7年(フ)第133号 三重県津市小舟566番地45 債務者 吉野 順子 1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 津地方裁判所破産係 令和7年(フ)第46号 三重県伊賀市上野車坂町582番地の3、前住所奈良県橿原市北妙法寺町32番地の1 フチドール103 債務者 青木義貴こと 吴 尚奎 1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 津地方裁判所伊賀支部 令和7年(フ)第50号 三重県名張市赤目町檀24番地1 サンプラザ206号 債務者 中村 加奈 1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 津地方裁判所伊賀支部 令和7年(フ)第8号 兵庫県豊岡市出石町上野1353番地の6、前住所兵庫県豊岡市高屋350番地 市営高屋住宅A-206号室 債務者 鈴木 久司 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 神戸地方裁判所豊岡支部破産係 令和7年(フ)第93号 広島県呉市広徳丸町4番1号 債務者 部谷 麻衣 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 広島地方裁判所呉支部 令和7年(フ)第150号 徳島県名西郡石井町石井字石井59番地2 債務者 大西 宏実 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 徳島地方裁判所民事部 令和7年(フ)第173号 徳島県徳島市八万町川南7番地の8 債務者 麻植 唯 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 徳島地方裁判所民事部 令和7年(フ)第175号 徳島県徳島市川内町榎瀬499番地の12、旧住所徳島県小松島市櫛渕町宇東谷136番地の3 債務者 濱田 哲也 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 徳島地方裁判所民事部 令和7年(フ)第179号 愛媛県松山市山越1丁目7番13号 オックスフォードサーパス山越218号 債務者 須崎 桂子 1 決定年月日時 令和7年8月5日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 松山地方裁判所民事部 令和7年(フ)第208号 愛媛県松山市鉄砲町6番地9 第7グリーンハイツ407号 債務者 杉原 優里 1 決定年月日時 令和7年8月5日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 松山地方裁判所民事部 令和7年(フ)第316号 大分市大字葛木594番地の7 債務者 北田 楓 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
---	--

<p>令和7年(フ)第257号 宮崎市大字本郷南方4063番地41、前住所宮崎市潮見町146番地3 山下コーポ303号 債務者 門川 貴史 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 宮崎地方裁判所破産係</p> <p>令和7年(フ)第269号 宮崎県児湯郡木城町大字椎木1769番地5 債務者 金丸みゆき 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 宮崎地方裁判所破産係</p> <p>令和7年(フ)第309号 宮崎市源藤町源藤863番地10 エスボワールⅡ102号 債務者 林 亮太 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 宮崎地方裁判所破産係</p> <p>令和7年(フ)第33号 宮崎県日南市大字平野6211番地 1棟 債務者 重島幸太郎 1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 宮崎地方裁判所日南支部</p>	<p>令和7年(フ)第112号 宮崎県延岡市平原町1丁目244番地12 児玉アパート 201、前住所宮崎県日向市大字財光寺2819番地5 債務者 片伯部 義(旧姓日高) 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 宮崎地方裁判所延岡支部</p> <p>令和7年(フ)第751号 京都市左京区修学院大林町4番地1 ドミール修学院201 債務者 ブリッジハイこと 高橋 秀 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第78号 山口県宇部市開5丁目15番7-206号、前住所山口県宇部市中村3丁目8番45-6号 信栄アパート1F 傾債務者 坂本 隆 1 決定年月日時 令和7年8月5日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 山口地方裁判所宇部支部</p> <p>令和7年(フ)第338号 熊本県合志市竹迫15番地 傾債務者 松永 祐次 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p>	<p>令和7年(フ)第282号 神奈川県平塚市入野296番地の7 ハイツ小川101号 傾債務者 近藤 佳太 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部</p> <p>令和7年(フ)第346号 神奈川県南足柄市塚原1335番地1 パティオB202 傾債務者 浅田 清子(旧姓森) 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部</p> <p>令和7年(フ)第681号 広島県東広島市八本松西5丁目6番13-301号 西川ビル 傾債務者 JUSTINO CHARLENE APARECIDA 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 広島地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第719号 広島市南区比治山本町13番20-305号 傾債務者 平石 クミ 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 広島地方裁判所民事第4部</p> <p style="text-align: center;">破産手続廃止</p> <p>令和5年(フ)第407号 茨城県水戸市堀町1787番地 破産者 株式会社グラント 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 水戸地方裁判所</p>
--	---	---

令和6年(フ)第177号

茨城県笠間市押辺2187番地
破産者 株式会社小野寺プラスチック工業
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

水戸地方裁判所

令和5年(フ)第3271号

東京都品川区大井2丁目2-7
破産者 山田 兼
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和5年(フ)第3490号

東京都品川区大井2丁目2番7号
破産者 株式会社ハチヤ
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和5年(フ)第8042号

東京都世田谷区新町3丁目18-15-106
破産者 刈込 知美
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第1852号

東京都足立区宮城1丁目15番5号
破産者 株式会社アニメ企画
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第5075号

東京都板橋区高島平2丁目26-1-917
破産者 利光 拓仁

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7945号

東京都文京区本郷3丁目15番4号
破産者 株式会社エムモビリティ
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8760号

千葉県浦安市日の出6丁目2-C-808
破産者 薩川 俊人
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1008号

東京都江東区亀戸9丁目5-7-604
破産者 長嶋 重樹
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1530号

東京都千代田区内神田2丁目3-1-702
破産者 佐藤 真美
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1856号

東京都世田谷区上北沢4丁目33-21-236
破産者 関 祐也
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1867号

東京都中野区中野5丁目1番11号
破産者 有限会社フラワーユキ
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1868号

東京都中野区中野5丁目10-10-102
破産者 原 進
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2341号

東京都葛飾区東立石2丁目10-4-102
破産者 田中 竜兵
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2421号

東京都板橋区志村3丁目9-3-504
破産者 亡池田彰司(旧姓青島)相続財産
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2541号

東京都千代田区一番町13番地2
破産者 株式会社システム・ディレクト
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2542号

東京都東久留米市小山1丁目17-11
破産者 三ツ矢諭右
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2583号

東京都葛飾区東水元1丁目7-17
破産者 竹石 昌子
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2614号

東京都足立区綾瀬5-24-10、商業登記簿上の本店所在地東京都葛飾区龜有5-34-11
破産者 株式会社ウインド
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2638号

東京都世田谷区等々力4丁目5番9号 ラ・パルフェ・ド・シャリテ502
破産者 株式会社YAMATE
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2705号

東京都江戸川区松本2丁目5-3 スタージスII 201
破産者 佐々木洋史
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2714号

東京都港区高輪3丁目9番16号 LYNX高輪
破産者 合同会社エテルナ
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2715号 埼玉県草加市栄町3丁目3-9-401 破産者 永野 裕也 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3418号 東京都世田谷区大原1丁目11-2-201 破産者 江上隆太郎 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2722号 東京都練馬区谷原5丁目16-23 破産者 小澤 順 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	破産者 株式会社ボナカジャパン 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3304号 東京都中野区大和町1丁目24-7-205 破産者 木根 省吾 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2744号 東京都目黒区下目黒1丁目4番7-214 破産者 朝日アド株式会社 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3454号 東京都中野区中央5丁目13-1-604 破産者 岩下 幸博 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2745号 東京都杉並区上荻3丁目10-9 破産者 小峰 裕 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3455号 東京都中野区中央5丁目13-1-604 破産者 岩下 枝理 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2752号 東京都大田区羽田1丁目8番2号 破産者 有限会社ナガツ放電 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3474号 東京都練馬区大泉学園町6丁目3-9 プラザ学園町N棟 1、開始決定時の住所東京都練馬区関町南4丁目22-3-405 破産者 川上 幸二 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2753号 長野県佐久市塩名田793-52 メインあづさⅡ 2 破産者 長津 政和	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3486号 東京都練馬区東大泉3丁目58-4-502 破産者 小林 敦 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3494号
東京都港区高輪3丁目2-4-901
破産者 及川 亮介
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3495号
東京都町田市本町田2533 公社住宅ハ1-514
破産者 犀田 理恵
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3496号
東京都板橋区小茂根1丁目11-2-202
破産者 天井 優美
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3502号
東京都中央区日本橋蛎殻町1丁目11-3-507
破産者 倉本 風己
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3504号
東京都板橋区高島平2丁目26-6-203
破産者 中尾 昌弘
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3541号
東京都江戸川区松江5丁目16-7-410 17
ノヨネコーポ船堀
破産者 木村久美こと 李 金姫
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3549号
東京都豊島区池袋本町2丁目38-17-208
破産者 吉武 成弘
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3580号
東京都品川区旗の台4丁目4-15 フラット
ハウス旗の台3番館 201
破産者 桑原 邦明
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3581号
東京都府中市四谷1丁目26-10
破産者 田中清太郎
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3589号
東京都中野区江原町2丁目3-18
破産者 早川雄一郎
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3644号
東京都中野区上鷺宮5丁目21-24 第1鷺信
ハイム103
破産者 本郷 一典
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第1831号
名古屋市昭和区東畠町1丁目43番地
破産者 株式会社秀和
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和5年(フ)第4622号
東京都千代田区三番町7番地2-314
破産者 小林 亜矢
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7823号
東京都墨田区千歳2丁目14番地13-202号
破産者 株式会社E L E C
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8442号
東京都杉並区阿佐谷南3丁目13-14-202
破産者 北川 温香
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第383号
東京都千代田区西神田1丁目3番13号
破産者 ファンファンコミックジャパン株式会社
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1806号
東京都中野区本町4丁目4-7-101
破産者 柳井 曙
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1972号
東京都調布市柴崎1丁目9番地2
破産者 サンシナジー有限会社
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1973号
東京都調布市柴崎1丁目9番地2
破産者 クリスタルヒーリングアカデミー株式会社
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1974号
東京都三鷹市牟礼4丁目13-3-2101
破産者 町田明生晴
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2083号 東京都国立市東1丁目14番地の2 グラン フォルム国立205 破産者 結株式会社 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3368号 東京都葛飾区東金町4丁目32-19 ハイツ・セイホⅡ302 破産者 斎藤 真海 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2106号 東京都板橋区板橋2丁目15-3-303 破産者 塚原 真秀 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2743号 東京都東村山市秋津町5丁目32-63 破産者 會田 澄夫 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2616号 北海道虻田郡俱知安町北一条西1丁目11番地 破産者 株式会社MINE 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2839号 岡山県赤磐市馬屋115-10 破産者 D R I コンサル株式会社 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2617号 東京都世田谷区野沢3丁目20-23-101 破産者 菅 万里子 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2840号 東京都港区白金台4丁目4-5-202 破産者 小路 雅也 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2691号 東京都板橋区舟渡3丁目12-12-206 破産者 須江安津子 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3176号 東京都中野区白鷺2丁目51-24-203 破産者 橋本 りな (旧姓河波) 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2742号 東京都練馬区桜台4丁目8番7号 破産者 株式会社キックシステム	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3343号 東京都世田谷区八幡山3丁目37-9-102 破産者 武田 光輝 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3410号 東京都練馬区氷川台4丁目32-3-302 破産者 斎藤 秀樹 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3413号 東京都葛飾区四つ木2丁目4-6-503 ユリカロゼ東京EAST 破産者 河野 静花 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3416号 東京都世田谷区新町1丁目23-11-701 破産者 山本 明靖 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3417号 東京都八王子市千人町3丁目18-16 破産者 鈴木 彩女 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3438号 東京都文京区音羽1丁目25-15-404 破産者 伊藤 裕美 (旧姓倭文) 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3443号 東京都世田谷区砧4丁目26-12-202 破産者 福島 愛 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3447号 東京都大田区西蒲田6丁目32-9 破産者 斎藤 亜矢子 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3448号 東京都台東区松が谷4丁目5-5-401 破産者 鎌田 陸 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3450号 東京都江戸川区南小岩5丁目5-23 破産者 上石千加代 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3452号 東京都練馬区光が丘7丁目7-1-1108 破産者 山口 達也 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3473号 東京都豊島区西池袋3丁目11-7 破産者 岩切 裕子 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3489号 東京都豊島区西巣鴨4丁目20-1-202 破産者 堀部 美孝 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3491号 東京都練馬区立野町22-20 破産者 竹内 亜希 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3524号 東京都台東区下谷3丁目9-6-1003 破産者 限倉 大

1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3526号 東京都港区南麻布2丁目13-16-803 破産者 柳原 麻弥 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3539号 東京都江戸川区中葛西5丁目37-8-503 グレースマンションII 破産者 大野小百合 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3542号 東京都世田谷区中町2丁目32-19-201 破産者 繁田 植文 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第1843号 札幌市白石区栄通7丁目7番27号 破産者 大水工業株式会社 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第230号 川崎市麻生区虹ヶ丘2丁目2番15-102号 破産者 C A T株式会社

免責許可決定

令和7年(フ)第228号 静岡市駿河区稻川3丁目7番11号 シンワハイツ101号、開始決定時の住所静岡市駿河区大坪町9番3号 コーポ大坪202号 破産者 大村かよ子 1 決定年月日 令和7年7月28日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第263号 静岡市葵区美川町3番8-33号 破産者 望月 錄次 1 決定年月日 令和7年7月28日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第644号 静岡市葵区北安東1丁目37番17号 銀河ハイツ102号 破産者 菅 利幸 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第283号 静岡市葵区神明町10番地の88 破産者 中橋 知美 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2344号 福岡市東区原田1丁目9番14-101号 s o l a c a s a d u o 破産者 大村 美帆 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第620号 福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵947番地11 破産者 吉田 真優 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第694号 福岡市南区野多目2丁目8番10号 介護付有料老人ホーム オーベル野多目 破産者 丸田 貞治 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第849号 福岡市博多区博多駅前4丁目19番21-905号 ラフィーネ博多駅前 破産者 森山スエ子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第62号 鹿児島県垂水市錦江町1番地24 破産者 今村 海斗 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	令和7年(フ)第102号 愛知県一宮市住吉1丁目8番18号 グランパス21・202号 破産者 服部 瑠太(旧姓山村) 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年(フ)第730号 福岡県太宰府市都府楼南3丁目24番13-204号 破産者 久次 春夫 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	代替住所A(旧住所 福岡県朝倉市柿原827番地11) 破産者 竹田 理恵 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第855号 代替住所A(旧住所 福岡県朝倉市柿原827番地11) 破産者 竹田 理恵 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第63号 鹿児島県鹿屋市田崎町1334番地14 丸栄アパート102号 破産者 竹上 亘 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	令和7年(フ)第416号 福岡市博多区吉塚3丁目13番33-202号 イマーク吉塚 破産者 石川 未来 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第748号 福岡市城南区堤団地10番504号、前住所福岡市城南区梅林2丁目2番3号 破産者 小吉 潔 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	福岡県太宰府市五条4丁目1番24-301号 破産者 古賀 清次 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第860号 福岡県太宰府市五条4丁目1番24-301号 破産者 古賀 清次 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第63号 福岡市博多区博多駅東3丁目15番16-801号 リファレンスリバーサイド 破産者 阿久根真由美 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第111号 福井県越前市高瀬1丁目10番1号 サン・ブランドールⅢ棟102、旧住所福井県越前市四郎丸町第2号2番地 市営住宅1号館31号 破産者 大西 翔太 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和7年(フ)第750号 福岡県那珂川市五郎丸2丁目13番地1 アーバンハイツ那珂川203号 破産者 稲森 了子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	福岡市博多区博多駅東3丁目15番16-801号 リファレンスリバーサイド 破産者 阿久根真由美 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第863号 福岡市博多区博多駅東3丁目15番16-801号 リファレンスリバーサイド 破産者 阿久根真由美 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第111号 福井県越前市高瀬1丁目10番1号 サン・ブランドールⅢ棟102、旧住所福井県越前市四郎丸町第2号2番地 市営住宅1号館31号 破産者 大西 翔太 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第759号 福岡市南区三宅3丁目16番18-710号 パーク・サンリヤン大橋 破産者 坂井 彩花(旧姓西田) 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第793号 福岡市博多区神屋町10番16-1101号 MODERN PALAZZO 天神北Ⅱ 破産者 大野 真生 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	福岡市早良区野芥8丁目40番20号 ウオタス野芥101号 破産者 後藤 圭 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第877号 福岡市早良区野芥8丁目40番20号 ウオタス野芥101号 破産者 後藤 圭 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第113号 福井市みのり1丁目4番4号 ウィークタイズ204、旧住所福井県三方上中郡若狭町三方第22号9番地の8 破産者 五井 遥 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第789号 福岡市中央区今泉1丁目4番9号 田代ビル31号 破産者 後藤 健二 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第848号 福岡県那珂川市片縄東1丁目24番12-201号 サザンコート片縄 破産者 早野 一馬 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	福岡市早良区祖原9番13号 エクラン祖原103号 破産者 野原 史彦 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第899号 福岡市早良区祖原9番13号 エクラン祖原103号 破産者 野原 史彦 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第114号 福井県坂井市春江町江留上緑9番地6 破産者 清水 詩織 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第835号 福岡県糟屋郡須恵町大字旅石86番地229 破産者 谷川 恒子 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第848号 福岡県那珂川市片縄東1丁目24番12-201号 サザンコート片縄 破産者 早野 一馬 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	福岡市早良区祖原9番13号 エクラン祖原103号 破産者 野原 史彦 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第915号 福岡県那珂川市片縄9丁目22番地(桑野ビル402号) 破産者 吉田美佐子	令和7年(フ)第92号 山梨県甲府市城東4丁目2番24号、前住所山梨県山梨市西2586番地1 破産者 手塚 海斗 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第838号 福岡市城南区干隈2丁目55番5-202号 クセレント壱番館 破産者 樋口 琴音 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第879号	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ)第880号	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第881号	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第882号	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第890号	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第900号	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第936号	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第68号	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ)第69号	1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第28号	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年(フ)第31号	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年(フ)第34号	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年(フ)第35号	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年(フ)第36号	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年(フ)第430号	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年(フ)第461号	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年(フ)第705号	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年(フ)第736号	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年(フ)第61号	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年(フ)第32号	1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第739号
さいたま市岩槻区加倉5丁目8番6号 グリーンハイツ101号室
破産者 春山 育男
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第748号
埼玉県上尾市本町3丁目5番15号 コーポ秩父201、旧住所埼玉県上尾市宮本町10番2号 サンロイヤル302
破産者 安田 章子
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第749号
埼玉県上尾市本町3丁目5番15号 コーポ秩父201、旧住所埼玉県上尾市宮本町10番2号 サンロイヤル302
破産者 安田 勝枝
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第770号
埼玉県蓮田市大字黒浜4508番地1 クリストル21B-201号
破産者 八木 宏尚
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第886号
埼玉県上尾市柏座2丁目4番32号 アンジュルムーK205
破産者 斎藤 陽菜
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第131号
千葉県袖ヶ浦市長浦駅前2丁目1番地2 C号
破産者 西山 彰
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第24号
千葉県君津市中野2-27-15 リバーサイド中野102、住民票上の住所千葉県君津市外箕輪4丁目14番3号 102
破産者 梅沢 智子
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第47号
千葉県木更津市長須賀2344番地 カモミールB202
破産者 山口真由美
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第50号
千葉県木更津市清見台3丁目2番3A棟6号
破産者 阿部 賢二
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第55号
千葉県木更津市金田東1丁目33番地12
破産者 田中 智美
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第64号
千葉県木更津市東太田2丁目5番2号 地曳テラスハウス105号室
破産者 玉城美智子
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第65号
千葉県木更津市東太田2丁目5番2号 地曳テラスハウス105号室
破産者 玉城有咲美
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第67号
千葉県木更津市貝渕4丁目1番3号 藤ハイムA-106
破産者 川村 幸夫
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第173号
相模原市南区下溝445番地7 プリンスハイツB201
破産者 田名網一雄
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第209号
相模原市中央区相模原6丁目15番19号 サンライト西門501
破産者 渕 憲明
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第231号
神奈川県座間市栗原中央2丁目15番14号
破産者 小別當征美
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第232号
相模原市南区西大沼3丁目13番22号 ハイツアオイ205
破産者 大屋 和久
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第238号
神奈川県座間市相武台1丁目26番26-303号
セントエルモ相武台
破産者 小林 秀行
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第271号
相模原市緑区橋本8丁目29番9号 橋本ハウス201
破産者 小味 摩貴(旧姓山口)
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第52号
富山市向新庄1402番地2 ONWARD見守りほーむ、住民票上の住所富山市豊田町一丁目5番30号
破産者 東 寿行
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第54号
富山県黒部市宇奈月温泉5525番地7 紫山荘203号室、住民票上の住所富山市堀川町107番地
破産者 岩井 利之
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第51号
長野県上田市芳田2016番地4 スカイツリーB102号
破産者 塩入 一枝
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部
令和7年(フ)第930号
愛知県東海市富木島町東山田30番地の2 丸二アパート2F A
破産者 川久保敏子
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1078号
代替住所A(旧住所 名古屋市中川区大当郎2丁目403番地 ファミール西前田B棟106号)
破産者 伊藤妃名子(旧姓三好)
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第97号
愛知県一宮市浅井町尾関字長田1番地 県営浅井住宅B棟105号、前住所愛知県岩倉市大地町長田12番地 ソレイユ岩倉A-103号
破産者 長江奈津子
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第108号

愛知県一宮市北神明町4丁目24番地1 八州苑B号、前住所愛知県一宮市神山1丁目12番11号 神山マンション 3-E号
破産者 山崎 由美

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第152号

愛知県みよし市三好町原6番地
破産者 小嶋恵美子
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第183号

愛知県岡崎市下和田町字尾之越41番地 メゾンリバーサイド 102
破産者 矢藤 咲夜
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第201号

愛知県安城市城ヶ入町新井56番地
破産者 M-s h r i m p こと 三井 隆英
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第213号

愛知県岡崎市宮地町字前畑35番地 本多コボ205
破産者 吉田 彩香
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第216号

愛知県安城市今本町2丁目4番2号 カリーノA202
破産者 上野 弘
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第236号

愛知県安城市美園町薮田55番地 県営依佐美住宅D-609
破産者 加納 建市

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第267号

愛知県岡崎市北野町宇東山181番地 パレスNT B-102
破産者 諸富 伸也
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第9号

兵庫県丹波篠山市今田町下立杭220番地1
破産者 松本 武
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所柏原支部

令和7年(フ)第11号

兵庫県丹波篠山市福井10番地
破産者 近藤 涼太
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所柏原支部

令和7年(フ)第15号

兵庫県丹波篠山市大山下550番地
破産者 雪岡 孝司
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所柏原支部

令和7年(フ)第172号

大分市明野北4丁目8番A-501号
破産者 首藤 望
1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第181号

大分県由布市挾間町大字挾間374番地 グレースマンション302号室、住民票上の住所
大分市大字猪野436番地の16
破産者 麻生 優一

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第200号

大分県別府市大字鶴見701番地 郷司アパート2号
破産者 高橋 末子

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第201号

大分市大字森284番地の3 ボンメゾンユキ305
破産者 首藤 隆誠

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第207号

大分市政所1丁目4番47号 ベルエール大在908
破産者 城野 晴香

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第66号

鹿児島県鹿屋市新川町934番地2 サンセツトビレッジ新川B棟101号
破産者 横下 昭征

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第103号

沖縄県沖縄市上地3丁目23番30号 コーポ樹苑202
破産者 渡邊 優子 (開始決定時の姓新城・旧姓西泊・神村)

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第116号

沖縄県宜野湾市赤道2丁目11番14-202号
仲村渠アパート
破産者 奥田美智子

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第123号

(車を停めている生活本拠地の場所) 沖縄県中頭郡中城村字新垣1880 (住民票上の住所)

沖縄県宜野湾市真栄原2丁目6番1-203号

漢那マンション

破産者 宮城 勝広

- 1 決定年月日 令和7年8月1日

2 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第34号

北海道室蘭市宮の森町1丁目6番3-303号
パースイモン宮の森2
破産者 川村 祐司

- 1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和7年(フ)第35号

北海道室蘭市宮の森町1丁目6番3-303号
パースイモン宮の森2
破産者 川村 志穂

- 1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和7年(フ)第194号

北海道東山町179-58、住民票上の住所函館市臼尻町244番地
破産者 後藤 裕

- 1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 破産者について免責を許可する。

函館地方裁判所

令和7年(フ)第195号

北海道寿都郡寿都町字渡島町30番地
破産者 横山 正美

- 1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 破産者について免責を許可する。

函館地方裁判所

令和7年(フ)第199号

北海道桔梗5丁目30番26号
破産者 小西 秀和

- 1 決定年月日 令和7年8月4日

2 主文 破産者について免責を許可する。

函館地方裁判所

令和7年(フ)第202号 函館市昭和2丁目21番1-102号 センター ロード昭和 破産者 船場 数成 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所	1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所桐生支部	1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第48号 北海道北見市幸町4丁目2番14号 ソレイユ I 106号 破産者 鴨部 雅敏 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所北見支部破産係	神奈川県厚木市飯山南2丁目14番19号 エクレール105、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市恩名3丁目15番34号 ホワイトハイツ本厚木103 破産者 金子 彩(旧姓辻・山本) 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部	京都市伏見区醍醐高畑町1番地 醍醐中市営住宅3-506、住民票上の住所京都市左京区岩倉中等地町23番地10 破産者 洲崎 健人 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	京都市伏見区醍醐僧尊坊町1番地242 破産者 佐野 和枝 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第25号 秋田県仙北郡美郷町六郷字西高方町70番地4 破産者 飯沼 菜緒 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所大曲支部	新潟市東区中山4丁目2番1-120号 破産者 丸山 敏子 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部	京都市伏見区久我森の宮町9番地48 森の宮ハイツB棟205号 破産者 角野 沙奈(旧姓藤野) 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	京都市伏見区醍醐僧尊坊町1番地242 破産者 佐野久美子 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第25号 茨城県かすみがうら市下稲吉3264番地15 リュミエールC-103 破産者 伊藤 梨紗 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	三重県鳥羽市神島町207番地16、前住所愛知県名古屋市緑区南大高2丁目502番地 ライオンズプレイス南大高608号 破産者 小久保貞好 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所伊勢支部破産係	京都市東山区大和大路通五条下る2丁目東入上梅屋町158番地 グッディ東五条401号 破産者 新谷 初美 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	京都市中京区黒門通錦小路上る下黒門町444番地 レザン四条大宮 401 破産者 藤田 雄介 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第82号 茨城県筑西市稻野辺91番地 破産者 武藤 祥吾 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所下妻支部	京都市伏見区醍醐上ノ山町11番地 同和園 破産者 渡部 照美 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	京都市伏見区深草大亀谷東古御香町70番地3 破産者 岡崎 唯 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	京都府八幡市男山八望1番地-C3-407 破産者 木寄 春幸 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第90号 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野378番地1、前住所長野県木曽郡王滝村1245番地1 崩越2号住宅103号室 破産者 青木 立紘 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部	京都市伏見区醍醐西大路町126番地 醍醐東市営住宅17-201 破産者 野崎 孝太 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	京都市伏見区醍醐高畑町1番地 醍醐中市営住宅3-506 破産者 L i k e y o u ネットサービスこと 洲崎 窓加 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	京都市伏見区向島二ノ丸町151番地 向島市住5-3棟718号 破産者 東本 光子 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第37号 群馬県みどり市笠懸町阿左美2586番地1 石原住宅 破産者 大森 友子	1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。	1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	京都府城陽市富野西垣内1番地の5 破産者 柏木 久世 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第525号	京都市中京区西ノ京南壺井町28番地2 メゾン斎藤 2A 破産者 井上 奈美 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第21号	兵庫県南あわじ市阿万西町1027番地 破産者 汐後 康幸 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所洲本支部破産再生係
令和7年(フ)第26号	和歌山県田辺市南新万11番20号 アベニュー ハイツII 203号 破産者 山本奈美恵 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所田辺支部
令和7年(フ)第27号	和歌山県西牟婁郡白浜町2512番地の43 破産者 茂見 美木 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所田辺支部
令和7年(フ)第62号	鳥取県米子市皆生新田3丁目11番23号 206号 破産者 田中 結衣 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第64号	山口県下関市新堀田南町3丁目2番R7-106号 市営新堀田住宅 破産者 安永 雅 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係
令和7年(フ)第65号	山口県下関市新堀田南町3丁目2番R7-106号 市営新堀田住宅 破産者 安永 裕斗

1 決定年月日 令和7年8月4日	宮崎市佐土原町下那珂2635番地 破産者 坂本 幸子 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第67号	山口県下関市熊野町3丁目5番30号 第2タウンハウス山田 C号 破産者 松田 歩夢 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係
令和7年(フ)第134号	香川県綾歌郡綾川町畠田804番地19 破産者 池内 昇用 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第14号	福岡県嘉麻市稻築才田195番地1 稲築サンライズ才田団地21号 破産者 有吉いずみ 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所飯塚支部民事部
令和7年(フ)第30号	福岡県飯塚市鯫田1594番地12 県住1棟310号 破産者 関根 勝子 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所飯塚支部民事部
令和7年(フ)第191号	宮崎県西都市大字三納8890番地 破産者 宇都宮広生 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第194号	宮崎市大字熊野6962番地 破産者 津山 政宗 1 決定年月日 令和7年8月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(再イ)第337号	福岡市博多区美野島4丁目1番3-303号 パロスリバーコート博多参番館 再生債務者 広瀬みゆき 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月29日
令和6年(再イ)第355号	福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第2号	大阪府豊中市箕輪3丁目4番27-1105号 再生債務者 川田 豪 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月1日
令和7年(再イ)第3号	大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第36号	茨城県守谷市御所ヶ丘5丁目3番地5 再生債務者 バット アクマルこと MOHA MMAD AKM AL BUTT 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月1日
令和6年(再イ)第347号	水戸地方裁判所龍ヶ崎支部
令和7年(フ)第71号	茨城県龍ヶ崎市久保台2丁目9番地6 再生債務者 吉市 勝晴 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月4日
令和7年(フ)第197号	水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

<p>令和7年(再イ)第9号 大分県別府市弓ヶ浜町1番28号 別府コージェマンション201号 再生債務者 首藤麗優美</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年8月4日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係 令和6年(再イ)第33号 茨城県取手市戸頭6丁目5番11号 再生債務者 大原 希望</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年8月4日 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部 令和7年(再イ)第3号 茨城県稻敷市犬塚1662番地15 再生債務者 大輪 崇康</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年8月1日 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部 令和7年(再イ)第52号 福岡市博多区青木1丁目17番1-212号エバーライフ東平尾公園II 再生債務者 林 努</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年7月28日 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>令和6年(再イ)第14号 鹿児島県肝属郡肝付町新富5588番地96 再生債務者 児島功美秀</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年8月1日 鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係 令和7年(再イ)第2号 相模原市緑区二本松4丁目17番26号 再生債務者 山崎 偵介</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和7年8月1日 横浜地方裁判所相模原支部 令和6年(再イ)第277号 福岡県朝倉市美奈宜の杜7丁目4番6号 再生債務者 小正 明史</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和7年7月29日 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(再イ)第6号 福岡県行橋市中央3丁目6番5-903号 再生債務者 淺井 優子</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和7年8月1日 福岡地方裁判所行橋支部再生係 令和7年(再イ)第6号 福岡市東区東浜1丁目13番7-908号 オリエンタルビル N.o. 93 マリナゲート 再生債務者 橋 邦彦</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和7年7月29日 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(再イ)第82号 福岡県筑紫野市大字永岡210番地3 再生債務者 関 正夫</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和7年7月28日 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(再イ)第96号 福岡市南区清水1丁目15番9-303号 クレッシ ラ ゾーナ 再生債務者 大内 徹</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和7年7月28日 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(再イ)第3号 福岡県行田市大字長野1829番地3 ビレッジハウス行田4-301 再生債務者 弓田 賢太</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和7年8月1日 さいたま地方裁判所熊谷支部 令和7年(再イ)第5号 川崎市川崎区観音1丁目19番16号 再生債務者 川村 裕美</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和7年8月1日 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和7年(再イ)第305号 福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦3丁目4番12号アベンシスパーク B203号 再生債務者 末村 朋也</p>
--	--	--

<p>令和 6 年（再イ）第 147 号 東京都西多摩郡瑞穂町大字駒形富士山587番地2 再生債務者 根岸 工 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 7 年 7 月 25 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 7 年 8 月 4 日 東京地方裁判所立川支部民事第 4 部</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 7 年 7 月 25 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 7 年 8 月 1 日 さいたま地方裁判所第 3 民事部</p>	<p>令和 6 年（再イ）第 82 号 愛知県豊田市本地町10丁目78番地2 再生債務者 渡邊 詩織 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 7 年 7 月 30 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 7 年 8 月 1 日 宇都宮地方裁判所足利支部</p>
<p>令和 6 年（再イ）第 51 号 宮城県富谷市富谷明坂17番地9 フォンド明坂II 106（従前の住所）仙台市青葉区栗生6丁目9番地の23ラフターホーム101 再生債務者 鈴木 雄大 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 7 年 7 月 28 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 7 年 8 月 1 日 仙台地方裁判所第 4 民事部</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 7 年 7 月 29 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 7 年 8 月 1 日 大阪地方裁判所第 6 民事部</p>	<p>令和 7 年（再イ）第 196 号 大阪市大正区平尾 2 丁目 24 番 4-711 号（旧住所 大阪市大正区泉尾 5-2-2-405） 再生債務者 金田 由枝 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 7 年 7 月 30 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 7 年 8 月 1 日 名古屋地方裁判所岡崎支部</p>
<p>令和 7 年（再イ）第 11 号 岡山県真庭市宮地1260番地1 再生債務者 森岡慎太郎 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 7 年 7 月 28 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 7 年 8 月 4 日 岡山地方裁判所倉敷支部</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 7 年 7 月 29 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 7 年 8 月 4 日 和歌山地方裁判所田辺支部</p>	<p>令和 7 年（再イ）第 4 号 和歌山県西牟婁郡白浜町1082番地の10 ドルチェ白浜201号 再生債務者 福田 知宏 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 7 年 7 月 29 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 7 年 8 月 1 日 大阪地方裁判所第 6 民事部</p>
<p>令和 7 年（再イ）第 8 号 宮崎市恒久南 1 丁目 1 番地 4 再生債務者 奈良 昌幸 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 7 年 7 月 28 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 7 年 8 月 4 日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 7 年 7 月 29 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 7 年 8 月 4 日 徳島地方裁判所民事部</p>	<p>令和 7 年（再イ）第 45 号 徳島県板野郡松茂町 笹木野字八山開拓139番地13 再生債務者 吹田 光男 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 7 年 7 月 30 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 7 年 8 月 4 日 熊本地方裁判所人吉支部</p>
<p>令和 7 年（再イ）第 52 号 さいたま市見沼区大字風渡野78番地1 大宮七里パーク・ホームズ702 再生債務者 大立目清美</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 7 年 7 月 30 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 7 年 7 月 31 日 福井地方裁判所</p>	<p>令和 7 年（再イ）第 12 号 栃木県佐野市大橋町3194-7 ラウレールB 201 再生債務者 根岸 拓己 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 7 年 8 月 1 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 7 年 8 月 4 日 仙台地方裁判所第 4 民事部</p>
<p>令和 6 年（再イ）第 45 号 愛知県豊田市大林町11丁目 7 番地 9 再生債務者 横井 泰博 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 7 年 7 月 31 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 7 年 8 月 1 日 宇都宮地方裁判所足利支部</p>	<p>令和 7 年（再イ）第 1 号 北海道室蘭市日の出町 2 丁目 8 番 1 号 再生債務者 桑野奈都美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 7 年 8 月 1 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 7 年 8 月 4 日 大阪地方裁判所第 6 民事部</p>	<p>令和 7 年（再イ）第 4 号 北海道室蘭市高砂町 3 丁目 10 番 14 号 再生債務者 江良 武幸 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 7 年 8 月 1 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 7 年 8 月 4 日 札幌地方裁判所室蘭支部再生係</p>
<p>令和 7 年（再イ）第 34 号 広島市安芸区瀬野西 3 丁目 12 番 22 号 再生債務者 濱谷 忠興 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和 7 年 8 月 1 日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和 7 年 8 月 4 日 札幌地方裁判所室蘭支部再生係</p>	<p>令和 7 年（再イ）第 4 号 広島地方裁判所民事第 4 部</p>	

日本年金機構令和6事業年度財務諸表に関する公告

日本年金機構法（平成19年法律第109号）第41条第3項の規定に基づき、日本年金機構令和6事業年度の財務諸表について、次のとおり公告します。

令和7年8月19日

東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

日本年金機構

理事長 大竹 和彦

貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日)

(単位：円)

科 目	金額		
資産の部			
I 流動資産			
現金及び預金	55,013,309,463		
保管納付受託証券	359,688,486		
前払費用	9,249,688,286		
未収入金	193,315,952		
賞与引当金見返注	16,239,821,113		
その他流動資産	69,539,364		
流動資産合計		81,125,362,664	
II 固定資産			
1 有形固定資産			
建物	56,267,396,521		
減価償却累計額	26,831,293,282		
減損損失累計額	189,915,766	29,246,187,473	
構築物	787,588,759		
減価償却累計額	552,705,134		
減損損失累計額	32,343	234,851,282	
車両運搬具	1,519,215,591		
減価償却累計額	1,078,319,569	440,896,022	
工具器具備品	4,326,609,112		
減価償却累計額	3,340,263,127	986,345,985	
土地	63,565,652,873		
減損損失累計額	107,486,204	63,458,166,669	

リース資産 減価償却累計額	16,376,797,476 8,322,405,128	8,054,392,348	
建設仮勘定		283,305,169	
有形固定資産合計		102,704,144,948	
2 無形固定資産			
ソフトウェア		14,783,474,000	
電話加入権		211,500	
リース資産		5,388,153,632	
ソフトウェア仮勘定		4,402,693,856	
無形固定資産合計		24,574,532,988	
3 投資その他の資産			
退職給付引当金見返注		90,712,152,031	
敷金・保証金		12,346,340	
投資その他の資産合計		90,724,498,371	
固定資産合計			218,003,176,307
資産合計			299,128,538,971
負債の部			
I 流動負債			
未払金		23,788,836,380	
リース債務		3,164,399,682	
未払費用		3,042,098,157	
未払消費税等		2,902,300	
前受金		257,479	
保険料等預り金		1,226,884,844	
保険料等預り保管納付受託証券		359,688,486	
預り金		532,238,905	
引当金			
賞与引当金	16,239,821,113	16,239,821,113	
資産除去債務			14,867,341
流動負債合計			48,371,994,687

II 固定負債				
資産見返負債注)				
資産見返運営費交付金	26,174,207,294			
資産見返寄附金	2			
建設仮勘定見返運営費交付金	4,685,999,025	30,860,206,321		
長期リース債務		9,013,501,557		
引当金				
退職給付引当金	90,712,152,031	90,712,152,031		
資産除去債務		4,649,605,704		
長期未払金		46,878,484		
固定負債合計		135,282,344,097		
負債合計				
純資産の部				
I 資本金				
政府出資金	99,977,374,535			
資本金合計		99,977,374,535		
II 資本剩余金				
資本剩余金	△ 18,907,861			
その他行政コスト累計額注)	△ 21,696,712,774			
減価償却相当累計額(△)	△ 19,883,943,063			
減損損失相当累計額(△)	△ 296,805,786			
利息費用相当累計額(△)	△ 488,467,845			
除売却差額相当累計額(△)	△ 1,027,496,080			
資本剩余金合計		△ 21,715,620,635		

III 利益剰余金				
国庫納付準備金				
当期未処分利益(うち当期総利益)				
(25,007,941,658)				
利益剰余金合計				12,204,504,629
純資産合計				25,007,941,658
負債純資産合計				(25,007,941,658)
				37,212,446,287
				115,474,200,187
				299,128,538,971

注) これらは、独立行政法人会計基準固有の会計処理に伴う勘定科目です。

行政コスト計算書
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：円)

I 損益計算書上の費用			
業務経費		283,319,763,246	
一般管理費		19,500,376,808	
財務費用		197,892,191	
臨時損失		6,464,190	
損益計算書上の費用合計			303,024,496,435
II その他行政コスト			
減価償却相当額注)		1,272,217,443	
減損損失相当額注)		206,881,977	
利息費用相当額注)		31,359,869	
除売却差額相当額注)		1,685,620	
その他行政コスト合計			1,512,144,909
III 行政コスト			304,536,641,344

注) これらは、独立行政法人会計基準固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損益計算書
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額	
経常費用		
業務経費		
職員人件費	68,749,992,608	
その他人件費	39,143,716,919	
減価償却費	10,445,112,489	
賞与引当金繰入	14,824,046,316	
退職給付費用	599,429,025	
通信費	35,996,477,299	
業務委託費	91,893,870,909	
その他	21,667,117,681	
	283,319,763,246	

一般管理費				施設使用料収入		261,127,825	
役員報酬	165,386,009			資産見返負債戻入注)		7,081,602,630	7,081,602,630
職員人件費	8,262,397,963			資産見返運営費交付金戻入		16,012,293,960	16,012,293,960
その他人件費	178,364,507			賞与引当金見返に係る収益注)		665,675,241	665,675,241
減価償却費	1,410,778,958			退職給付引当金見返に係る収益 注)		320,006,945	320,006,945
賞与引当金繰入	1,415,774,797			雑益			328,025,973,903
退職給付費用	66,246,216			経常収益合計			25,007,941,658
業務委託費	3,405,791,412			経常利益			
消耗品費	317,216,289			臨時損失			
修繕費	1,301,139,546			固定資産除却損		4,623,770	
その他	2,977,281,111		19,500,376,808	固定資産売却損		928,907	
財務費用				減損損失		628,527	
支払利息	197,892,191	197,892,191		国庫納付金		282,986	6,464,190
経常費用合計				臨時利益			
経常収益				資産見返運営費交付金戻入注)		6,464,190	6,464,190
運営費交付金収益注)				当期純利益			
機構運営費交付金収益	87,628,611,383			当期総利益			
事業運営費交付金収益	211,042,904,790						25,007,941,658
年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金収益	5,013,751,129		303,685,267,302				25,007,941,658

(注)これらは、独立行政法人会計基準固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純 資 産 變 動 計 算 書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：円)

	I 資本金	II 資本剩余金						資本剩余金合計
		資本剩余金		その他行政コスト累計額				
		政府出資金	運営費交付金	国庫納付差額	減価償却相当累計額(△)	減損損失相当累計額(△)	利息費用相当累計額(△)	除売却差額相当累計額(△)
当期首残高	100,012,354,535		19,103,952	△ 38,295,953	△ 18,727,958,256	△ 89,923,809	△ 457,107,976	△ 921,947,324 △ 20,216,129,366
当期変動額								
I 資本金の当期変動額								
不要財産に係る国庫納付等による減資	△ 34,980,000							
II 資本剩余金の当期変動額								
固定資産の取得			1,116,340					1,116,340
固定資産の除売却			△ 832,200		116,232,636		△ 105,548,756	9,851,680
減価償却				△ 1,277,445,028				△ 1,277,445,028

固定資産の減損					△ 206,881,977			△ 206,881,977
時の経過による資産除去債務の増加						△ 31,645,684		△ 31,645,684
資産除去債務の履行に伴う取崩し等				5,227,585		285,815		5,513,400
III 利益剰余金の当期変動額								
(1) 利益の処分								
利益処分による国庫納付準備金への振替								
国庫納付金の納付								
(2) その他								
当期純利益								
当期変動額合計	△ 34,980,000	284,140	—	△ 1,155,984,807	△ 206,881,977	△ 31,359,869	△ 105,548,756	△ 1,499,491,269
当期末残高	99,977,374,535	19,388,092	△ 38,295,953	△ 19,883,943,063	△ 296,805,786	△ 488,467,845	△ 1,027,496,080	△ 21,715,620,635

(単位：円)

	III 利益剰余金				純資産合計
	国庫納付準備金	当期末処分利益	うち当期総利益	利益剰余金合計	
当期首残高	14,677,201,226	17,912,590,276	—	32,589,791,502	112,386,016,671
当期変動額					
I 資本金の当期変動額					
不要財産に係る国庫納付等による減資				△ 34,980,000	
II 資本剰余金の当期変動額					
固定資産の取得					1,116,340
固定資産の除売却					9,851,680
減価償却				△ 1,277,445,028	
固定資産の減損				△ 206,881,977	
時の経過による資産除去債務の増加				△ 31,645,684	
資産除去債務の履行に伴う取崩し等					5,513,400

III 利益剰余金の当期変動額						
(1) 利益の処分						
利益処分による国庫納付準備金への振替	17,912,590,276	△	17,912,590,276		—	—
国庫納付金の納付	△ 20,385,286,873			△ 20,385,286,873	△ 20,385,286,873	
(2) その他						
当期純利益			25,007,941,658	25,007,941,658	25,007,941,658	25,007,941,658
当期変動額合計	△ 2,472,696,597		7,095,351,382	25,007,941,658	4,622,654,785	3,088,183,516
当期末残高	12,204,504,629		25,007,941,658	25,007,941,658	37,212,446,287	115,474,200,187

キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：円)

項目	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 138,908,902,476
その他の業務支出	△ 157,241,798,941
運営費交付金収入	330,765,088,000
その他の収入	<u>573,978,787</u>
小計	35,188,365,370
利息の支払額	△ 182,322,697
国庫納付金の支払額	△ 20,385,286,873
業務活動によるキャッシュ・フロー	14,620,755,800
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,384,577,847
有形固定資産の売却による収入	3,874,025
無形固定資産の取得による支出	△ 10,447,772,762
敷金保証金の取得による支出	△ 1,116,340
敷金保証金の回収による収入	<u>434,310</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,829,158,614
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 3,911,128,780
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,911,128,780
IV 資金減少額	△ 1,119,531,594
V 資金期首残高	<u>54,905,956,213</u>
VI 資金期末残高	<u>53,786,424,619</u>

利益の処分に関する書類

(単位：円)

I 当期末処分利益	25,007,941,658
当期総利益	25,007,941,658
II 利益処分額	
国庫納付準備金	25,007,941,658 25,007,941,658

上記利益処分により、国庫納付準備金合計額は、37,212,446,287円となります。

重要な会計方針及び財務諸表注記事項

日本年金機構は、日本年金機構法、日本年金機構の財務及び会計に関する省令及び我が国における一般に公正妥当と認められる独立行政法人会計基準に準拠して財務諸表を作成しています。

[重要な会計方針]

1. 機構運営費交付金収益、事業運営費交付金収益及び年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	2～52年
車両運搬具	3～6年
工具器具備品	2～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第1項）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剩余金から控除して表示しております。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（2～5年）に基づいております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第1項）の減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剩余金から控除して表示しております。

- (3) リース資産

リース資産の内容は、有形固定資産は工具器具備品、無形固定資産はソフトウェアであります。リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

3. 賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

4. 退職給付に係る引当金の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

職員の退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。

役員の退職給付債務の算定に当たり、日本年金機構役員退職手当規程に基づく期末要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

[貸借対照表注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、預金保険制度により全額保護される決済性預金に限定し、また、資金調達については、機構運営費交付金、事業運営費交付金及び年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金を財源としております。なお、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入を行うことができますが、当期は行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未払金、保険料等預り金、預り金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 資産除去債務に係る会計処理

(1) 当該資産除去債務の概要

賃借建物の原状回復義務、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等に基づき日本年金機構が所有する建物の解体時における除去費用につき資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

負債計上した資産除去債務の金額の算定に当たっては、使用見込期間を10年～50年と見積り、割引率は-0.082%～2.266%を使用しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	4,612,842,835円
有形固定資産の取得に伴う増加額	25,872,325円
時の経過による調整額	31,645,684円
当期減少額	5,887,799円
当期末残高	4,664,473,045円

3. 固定資産の減損

(1) 減損の認識

① 旧大田年金事務所

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用途	場所	種類	当期末帳簿価額
土地	年金事務所用地	東京都大田区	土地	393,000,000円

(イ) 減損の認識に至った経緯

上記資産については、資産の利用方法について検討しておりましたが、確実な将来の使用見込みが存在しないことから減損を認識しております。

(ウ) 回収可能サービス価額の算出方法

上記資産の回収可能サービス価額は、路線価（令和6年分）に基づいて算定しておりますが、算定額が帳簿価額を上回ることから、減損額は生じておりません。

② 旧池袋年金事務所

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用途	場所	種類	当期末帳簿価額
土地	年金事務所用地	東京都豊島区	土地	296,000,000円

(イ) 減損の認識に至った経緯

上記資産については、資産の利用方法について検討しておりましたが、確実な将来の使用見込みが存在しないことから減損を認識しております。

(ウ) 回収可能サービス価額の算出方法

上記資産の回収可能サービス価額は、路線価（令和6年分）に基づいて算定しておりますが、算定額が帳簿価額を上回ることから、減損額は生じておりません。

③ 箱崎倉庫

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用途	場所	種類	当期末帳簿価額
土地	倉庫用地	福岡県福岡市	土地	32,500,000円

(イ) 減損の認識に至った経緯

上記資産については、資産の利用方法について検討しておりましたが、確実な将来の使用見込みが存在しないことから減損を認識しております。

(ウ) 回収可能サービス価額の算出方法

上記資産の回収可能サービス価額は、路線価（令和6年分）に基づいて算定しておりますが、算定額が帳簿価額を上回ることから、減損額は生じておりません。

④ 幕張宿舎1～3号棟

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用途	場所	種類	当期末帳簿価額
土地	職員用宿舎用地	千葉県千葉市	土地	711,538,190円
建物	職員用宿舎	千葉県千葉市	建物	274,750円

(イ) 減損の認識に至った経緯

上記資産については、資産の利用方法について検討しておりましたが、確実な将来の使用見込みが存在しないことから減損を認識しております。

(ウ) 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

種類	場所	減損額	内訳	
			損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
土地	千葉県千葉市	51,357,850円	0円	51,357,850円
建物	千葉県千葉市	274,749円	0円	274,749円

(エ) 回収可能サービス価額の算出方法

上記資産の回収可能サービス価額は、土地については路線価（令和6年分）に基づいて算定した額、建物については備忘価額としております。

(5) 広島牛田新町宿舎

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
土 地	職員用宿舎用地	広島県広島市	土 地	14,800,000円
土 地	職員用宿舎用地	広島県広島市	土 地	33,200,000円

(イ) 減損の認識に至った経緯

上記資産については、資産の利用方法について検討しておりましたが、確実な将来の使用見込みが存在しないことから減損を認識しております。

(ウ) 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

種 類	場 所	減 損 額	内 訳	
			損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
土 地	広島県広島市	1,321,150円	0円	1,321,150円
土 地	広島県広島市	8,372,994円	0円	8,372,994円

(エ) 回収可能サービス価額の算出方法

上記資産の回収可能サービス価額は、路線価（令和6年分）に基づいて算定しております。

(6) 旧広島西年金事務所

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
土 地	年金事務所用地	広島県広島市	土 地	149,608,720円

(イ) 減損の認識に至った経緯

上記資産については、資産の利用方法について検討しておりましたが、確実な将来の使用見込みが存在しないことから減損を認識しております。

(ウ) 回収可能サービス価額の算出方法

上記資産の回収可能サービス価額は、路線価（令和6年分）に基づいて算定しておりますが、算定額が帳簿価額を上回ることから、減損額は生じておりません。

(7) 旧徳島事務センター

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
土 地	年金事務所用地	徳島県徳島市	土 地	153,000,000円
建 物	年 金 事 務 所	徳島県徳島市	建 物	24,389,000円
樹 木	樹 木	木 德島県徳島市	構 築 物	18,653円

(イ) 減損の認識に至った経緯

上記資産については、資産の利用方法について検討しておりましたが、確実な将来の使用見込みが存在しないことから減損を認識しております。

(ウ) 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

種 類	場 所	減 損 額	内 訳	
			損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
土 地	徳島県徳島市	25,113,238円	0円	25,113,238円
建 物	徳島県徳島市	24,388,999円	0円	24,388,999円
構 築 物	徳島県徳島市	18,652円	0円	18,652円

(エ) 回収可能サービス価額の算出方法

上記資産の回収可能サービス価額は、土地については路線価（令和6年分）に基づいて算定した額、建物及び構築物については備忘価額としております。

(8) 上石田倉庫

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
土 地	倉 庫 用 地	山梨県甲府市	土 地	9,290,000円

(イ) 減損の認識に至った経緯

上記資産については、資産の利用方法について検討しておりましたが、確実な将来の使用見込みが存在しないことから減損を認識しております。

(ウ) 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

種 類	場 所	減 損 額	内 訳	
			損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
土 地	山梨県甲府市	536,000円	0円	536,000円

(エ) 回収可能サービス価額の算出方法

上記資産の回収可能サービス価額は、路線価（令和6年分）に基づいて算定しております。

(9) 腹浜宿舎

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
土 地	職員用宿舎用地	福島県福島市	土 地	41,300,000円
建 物	職 員 用 宿 舎	福島県福島市	建 物	21,177,000円
建 物	職 員 用 宿 舎	福島県福島市	建 物	12,353,250円
工 作 物	車止めブロック	福島県福島市	構 築 物	6,457円
工 作 物	ゴ ミ 置 場	福島県福島市	構 築 物	7,236円

(イ) 減損の認識に至った経緯

上記資産については、将来の需要予測や経済合理性等に基づき存廃を判定した結果、「速やかに廃止することが適当である」と判定し、第4期中期計画において国庫納付を行うこととしたため、確実な将来の使用見込みが存在しないことから減損を認識しております。

(ウ) 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

種類	場所	減損額	内訳	
			損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
建物	福島県福島市	21,176,999円	0円	21,176,999円
建物	福島県福島市	12,353,249円	0円	12,353,249円
構築物	福島県福島市	6,456円	0円	6,456円
構築物	福島県福島市	7,235円	0円	7,235円

(エ) 回収可能サービス価額の算出方法

上記資産の回収可能サービス価額は、備忘価額としております。

⑩ 中新町宿舎

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用途	場所	種類	当期末帳簿価額
土地	職員用宿舎用地	岐阜県岐阜市	土地	66,200,000円
建物	職員用宿舎	岐阜県岐阜市	建物	16,687,000円
火災報知設備	火災報知設備	岐阜県岐阜市	建物	19,770円

(イ) 減損の認識に至った経緯

上記資産については、将来の需要予測や経済合理性等に基づき存廃を判定した結果、「速やかに廃止することが適當である」と判定し、第4期中期計画において国庫納付を行うこととしたため、確実な将来の使用見込みが存在しないことから減損を認識しております。

(ウ) 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

種類	場所	減損額	内訳	
			損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
土地	岐阜県岐阜市	143,256円	0円	143,256円
建物	岐阜県岐阜市	16,686,999円	0円	16,686,999円
建物	岐阜県岐阜市	19,769円	19,769円	0円

(エ) 回収可能サービス価額の算出方法

上記資産の回収可能サービス価額は、土地については路線価（令和6年分）に基づいて算定した額、建物については備忘価額としております。

⑪ 田窪宿舎

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用途	場所	種類	当期末帳簿価額
土地	職員用宿舎用地	愛媛県東温市	土地	54,000,000円
建物	職員用宿舎	愛媛県東温市	建物	10,941,750円

(イ) 減損の認識に至った経緯

上記資産については、将来の需要予測や経済合理性等に基づき存廃を判定した結果、「速やかに廃止することが適當である」と判定し、第4期中期計画において国庫納付を行うこととしたため、確実な将来の使用見込みが存在しないことから減損を認識しております。

(ウ) 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

種類	場所	減損額	内訳	
			損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
土地	愛媛県東温市	9,375,404円	0円	9,375,404円
建物	愛媛県東温市	10,941,749円	0円	10,941,749円

(エ) 回収可能サービス価額の算出方法

上記資産の回収可能サービス価額は、土地については路線価（令和6年分）に基づいて算定した額、建物については備忘価額としております。

⑫ 明和宿舎

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用途	場所	種類	当期末帳簿価額
土地	職員用宿舎用地	鹿児島県鹿児島市	土地	41,900,000円
建物	職員用宿舎	鹿児島県鹿児島市	建物	23,199,000円
加圧給水ポンプ設備	給水ポンプ	鹿児島県鹿児島市	建物	337,853円
受水槽	受水槽	鹿児島県鹿児島市	建物	270,907円

(イ) 減損の認識に至った経緯

上記資産については、将来の需要予測や経済合理性等に基づき存廃を判定した結果、「速やかに廃止することが適當である」と判定し、第4期中期計画において国庫納付を行うこととしたため、確実な将来の使用見込みが存在しないことから減損を認識しております。

(ウ) 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

種類	場所	減損額	内訳	
			損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
建物	鹿児島県鹿児島市	23,198,999円	0円	23,198,999円
建物	鹿児島県鹿児島市	337,852円	337,852円	0円
建物	鹿児島県鹿児島市	270,906円	270,906円	0円

(イ) 回収可能サービス価額の算出方法

上記資産の回収可能サービス価額は、備忘価額としております。

⑬ 浦添宿舎

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用途	場所	種類	当期末帳簿価額
土地	職員用宿舎用地	沖縄県浦添市	土地	44,700,000円
建物	職員用宿舎	沖縄県浦添市	建物	1,608,000円

(イ) 減損の認識に至った経緯

上記資産については、将来の需要予測や経済合理性等に基づき存廃を判定した結果、「速やかに廃止することが適当である」と判定し、第4期中期計画において国庫納付を行うこととしたため、確実な将来の使用見込みが存在しないことから減損を認識しております。

(ウ) 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

種類	場所	減損額	内訳	
			損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
建物	沖縄県浦添市	1,607,999円	0円	1,607,999円

(イ) 回収可能サービス価額の算出方法

上記資産の回収可能サービス価額は、備忘価額としております。

(2) 減損の兆候

① 使用可能性が低下したもの

ア 月寒宿舎

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用途	場所	種類	当期末帳簿価額
建物	職員用宿舎	北海道札幌市豊平区	建物	21,197,000円

(イ) 認められた減損の兆候の概要

上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。

(ウ) 減損の認識に至らなかった理由

上記資産については、使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

イ 三住宿舎

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用途	場所	種類	当期末帳簿価額
建物	職員用宿舎	北海道北見市	建物	16,820,000円

(イ) 認められた減損の兆候の概要

上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。

(ウ) 減損の認識に至らなかった理由

上記資産については、使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

ウ 青柳集合宿舎

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用途	場所	種類	当期末帳簿価額
建物	職員用宿舎	青森県青森市	建物	40,715,750円

(イ) 認められた減損の兆候の概要

上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。

(ウ) 減損の認識に至らなかった理由

上記資産については、使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

エ 石巻宿舎

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用途	場所	種類	当期末帳簿価額
建物	職員用宿舎	宮城県石巻市	建物	3,900,000円

(イ) 認められた減損の兆候の概要

上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。

(ウ) 減損の認識に至らなかった理由

上記資産については、使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

オ 泉宿舎

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
建 物	職 員 用 宿 舎	福島県福島市	建 物	79,200,000円

(イ) 認められた減損の兆候の概要

上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。

(ウ) 減損の認識に至らなかった理由

上記資産については、使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

カ 水戸宿舎

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
建 物	職 員 用 宿 舎	茨城県水戸市	建 物	36,890,000円

(イ) 認められた減損の兆候の概要

上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。

(ウ) 減損の認識に至らなかった理由

上記資産については、使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

キ 春日部宿舎

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
建 物	職 員 用 宿 舎	埼玉県春日部市	建 物	8,088,019円

(イ) 認められた減損の兆候の概要

上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。

(ウ) 減損の認識に至らなかった理由

上記資産については、使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

ク 箕輪宿舎

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
建 物	職 員 用 宿 舎	長野県上伊那郡箕輪町	建 物	36,506,250円

(イ) 認められた減損の兆候の概要

上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。

(ウ) 減損の認識に至らなかった理由

上記資産については、使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

ケ 南浦和独身寮

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
建 物	職 員 用 宿 舎	埼玉県さいたま市	建 物	4,275,000円

(イ) 認められた減損の兆候の概要

上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。

(ウ) 減損の認識に至らなかった理由

上記資産については、使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

コ 清水宿舎

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
建 物	職 員 用 宿 舎	静岡県静岡市	建 物	37,417,000円

(イ) 認められた減損の兆候の概要

上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。

(ウ) 減損の認識に至らなかった理由

上記資産については、使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

サ つおき宿舎

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
建 物	職 員 用 宿 舎	三重県津市	建 物	16,889,500円

(イ) 認められた減損の兆候の概要

上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。

(ウ) 減損の認識に至らなかった理由

上記資産については、使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

シ 京都長岡宿舎

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
建 物	職 員 用 宿 舎	京都府長岡京市	建 物	16,384,000円

- (イ) 認められた減損の兆候の概要
上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。
- (ウ) 減損の認識に至らなかつた理由
上記資産については、使用目的に従つた機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

ス 小郡宿舎1

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
樹 木	樹 木	福岡県小郡市	構 築 物	229,496円
ポンプ設備	給 水 ポンプ	福岡県小郡市	建 物	475,134円

- (イ) 認められた減損の兆候の概要
上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。
- (ウ) 減損の認識に至らなかつた理由
上記資産については、使用目的に従つた機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

セ 小郡宿舎2

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
建 物	職 員 用 宿 舎	福岡県小郡市	建 物	7,989,500円
ポンプ設備	給 水 ポンプ	福岡県小郡市	建 物	727,407円

- (イ) 認められた減損の兆候の概要
上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。
- (ウ) 減損の認識に至らなかつた理由
上記資産については、使用目的に従つた機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

ソ 大分明野宿舎

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
建 物	職 員 用 宿 舎	大分県大分市	建 物	118,889,500円
工 作 物	屋 外 階 段	大分県大分市	構 築 物	419,085円
ポンプ設備	給 水 ポンプ	大分県大分市	建 物	446,417円

- (イ) 認められた減損の兆候の概要
上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。
- (ウ) 減損の認識に至らなかつた理由
上記資産については、使用目的に従つた機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

タ 大塚町宿舎

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
建 物	職 員 用 宿 舎	宮崎県宮崎市	建 物	8,956,025円

- (イ) 認められた減損の兆候の概要
上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。
- (ウ) 減損の認識に至らなかつた理由
上記資産については、使用目的に従つた機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

チ 宮崎宮脇町宿舎

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
建 物	職 員 用 宿 舎	宮崎県宮崎市	建 物	20,174,850円

- (イ) 認められた減損の兆候の概要
上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。
- (ウ) 減損の認識に至らなかつた理由
上記資産については、使用目的に従つた機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

ツ 鹿屋上野町宿舎

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
建 物	職 員 用 宿 舎	鹿児島県鹿屋市	建 物	191,750円
風 除 室	風 除 室	鹿児島県鹿屋市	建 物	163,227円
風 除 室	風 除 室	鹿児島県鹿屋市	建 物	163,227円

- (イ) 認められた減損の兆候の概要
上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。
- (ウ) 減損の認識に至らなかつた理由
上記資産については、使用目的に従つた機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

テ 鹿屋上野町宿舎2

(ア) 固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
建 物	職 員 用 宿 舎	鹿児島県鹿屋市	建 物	191,750円
風 除 室	風 除 室	鹿児島県鹿屋市	建 物	163,227円
風 除 室	風 除 室	鹿児島県鹿屋市	建 物	176,219円

(イ)認められた減損の兆候の概要

上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。

(ウ)減損の認識に至らなかつた理由

上記資産については、使用目的に従つた機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

ト 鹿屋上野町宿舎3

(ア)固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
建 物	職 員 用 宿 舎	鹿児島県鹿屋市	建 物	191,750円
風 除 室	風 除 室	鹿児島県鹿屋市	建 物	176,219円
風 除 室	風 除 室	鹿児島県鹿屋市	建 物	176,219円

(イ)認められた減損の兆候の概要

上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。

(ウ)減損の認識に至らなかつた理由

上記資産については、使用目的に従つた機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

ナ 小禄宿舎

(ア)固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
建 物	職 員 用 宿 舎	沖縄県那覇市	建 物	10,530,000円

(イ)認められた減損の兆候の概要

上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。

(ウ)減損の認識に至らなかつた理由

上記資産については、使用目的に従つた機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

ニ あけぼの宿舎

(ア)固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
建 物	職 員 用 宿 舎	沖縄県那覇市	建 物	66,472,250円
樹 木	樹 木	沖縄県那覇市	構 築 物	1,139円

(イ)認められた減損の兆候の概要

上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。

(ウ)減損の認識に至らなかつた理由

上記資産については、使用目的に従つた機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

ヌ 東久留米宿舎

(ア)固定資産の用途、場所、種類、帳簿価額の概要

資産名称	用 途	場 所	種 類	当期末帳簿価額
建 物	職 員 用 宿 舎	東京都東久留米市	建 物	4,410,250円
ポンプ設備	給 水 ボンプ	東京都東久留米市	建 物	1,579,331円

(イ)認められた減損の兆候の概要

上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。

(ウ)減損の認識に至らなかつた理由

上記資産については、使用目的に従つた機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

4. 不要財産に係る国庫納付等に関する注記

① 資産種類	土地、建物及び構築物	
② 資産名称	沖見D宿舎	
③ 帳簿価額	(1)取得価額	35,899,800円
	(2)減価償却	13,006,314円
	(3)減損損失	0円
	(4)帳簿価額	22,893,486円
④ 不要財産となった理由	将来の需要予測や経済合理性等に基づき存廃を判定した結果、「速やかに廃止することが適当である」と判定されたため。	
⑤ 国庫納付等の方法	現物納付	
⑥ 譲渡収入の額	—	
⑦ 控除費用	—	
⑧ 国庫納付等の額 納付等年月日	(1)国庫納付額	22,893,486円
	納付年月日	令和6年5月9日
	(2)地方公共団体への払戻額	—
	納付年月日	—
	(3)その他民間等への払戻額	—
	納付年月日	—
⑨ 減資額	34,980,000円	
⑩ 備考		

5. 退職給付に関する注記

(1) 日本年金機構は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しています。非積立型の退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	96,230,154,447円
勤務費用	4,945,723,103円
利息費用	1,269,757,178円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 5,549,805,040円
退職給付の支払額	△ 6,183,677,657円
期末における退職給付債務	<u>90,712,152,031円</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	0円
年金資産	0円
積立型制度の未積立退職給付債務	0円
非積立制度の未積立退職給付債務	90,712,152,031円
小計	90,712,152,031円
未認識数理計算上の差異	0円
貸借対照表に計上された	
負債と資産の純額	90,712,152,031円
退職給付引当金	90,712,152,031円
貸借対照表に計上された	
負債と資産の純額	90,712,152,031円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	4,945,723,103円
利息費用	1,269,757,178円
数理計算上の差異の	
当期の費用処理額	△ 5,549,805,040円
合 計	<u>665,675,241円</u>

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）
割引率 1.40%

6. その他行政コスト累計額のうち日本年金機構に対する出資を財源に取得した資産に係る金額は以下のとおりです。

18,143,244,374円

[行政コスト計算書注記]

1. 日本年金機構の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	304,536,641,344円
自己収入等	△ 581,134,770円
機会費用	1,487,535,821円

日本年金機構の業務運営に関して

国民の負担に帰せられるコスト 305,443,042,395円

2. 機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料等を参考に計算しております。

(2) 政府出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和7年3月末利回りを参考に、1.485%で計算しております。

(3) 国との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、日本年金機構での勤務期間に対応する部分について、日本年金機構職員退職手当規程に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

[損益計算書注記]

1. 財源（国庫財源、保険料財源）ごとの事業損益は附属明細書「7 セグメント情報」に記載しております。

なお、各事業損益は以下のとおりです。

事業運営費交付金（保険料財源）事業損益・・・ 20,488,316,005円

機構運営費交付金（国庫財源）事業損益・・・ 3,409,813,160円

年金生活者支援給付金支給業務

事務取扱交付金（国庫財源）事業損益・・・ 528,677,723円

共通・・・ 581,134,770円

2. ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は△ 884,383,640円であり、当該影響額を除いた当期総利益は25,892,325,298円であります。

[キャッシュ・フロー計算書注記]

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	55,013,309,463円
保険料等預り金相当額	△ 1,226,884,844円
資金期末残高	<u>53,786,424,619円</u>

保険料等預り金相当額は、国庫に収納するために、被保険者等から一時的に預っている現金及び預金であるため、資金の範囲から除いております。

2. 重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リースによる資産の取得 9,627,187,963円

(2) 重要な資産除去債務の計上

建物 25,872,325円

(3) 不要財産の現物による国庫納付又は払戻しによる資産の減少 22,893,486円

[重要な債務負担行為]

日本年金機構が金銭の納付を内容とする債務を負担する行為であって、当該会計年度内に契約は結ぶが、実際の支出の全部又は一部が翌期以降に支払いを予定している債務負担行為額のうち主要なものを記載しております。

84,730,160,668円

[重要な後発事象]

該当する事項はありません。

[固有の表示科目について]

保管納付受託証券

日本年金機構法第27条に定める業務によって、保険料滞納分等を証券により納付することを受託した場合、国庫に納付するまでの間、日本年金機構において保管している証券等を表示しております。

保険料等預り金

日本年金機構法第27条に定める業務によって、被保険者等から一時に預っており、速やかに国庫に納付される現金及び預金を保険料等預り金として表示しております。

保険料等預り保管納付受託証券

日本年金機構法第27条に定める業務によって、保険料等納付義務者から証券による保険料滞納分等を受託した場合、国庫に納付するまでの間、日本年金機構において保管している保管納付受託証券の見返勘定を保険料等預り保管納付受託証券として表示しております。

機構運營費交付金

日本年金機構法第44条第2項によって、国庫財源による交付金を機構運営費交付金として表示しております。

事業運営費交付金

日本年金機構法第44条第2項によって、保険料財源による交付金を事業運営費交付金として表示しております。

年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金

年金生活者支援給付金の支給に関する法律第26条第2項によって、国庫財源による交付金を年金生活者支援給付金支給業務取扱交付金として表示しております。

生活者支援組合
國庫納付準備金

日本年金機構の財務及び会計に関する省令第5条の定めにより、日本年金機構は、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、国庫納付準備金として整理しなければならないとされております。

また、毎事業年度、上記省令による整理を行った後、厚生労働大臣の承認を受けた金額を超える額の国庫納付準備金がある場合には、その超える部分の額に相当する金額を国庫に納付しなければならないとされております。

附 屬 明 細 書

- 1 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（独立行政法人会計基準「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。）及び減損損失累計額の明細

(単位：円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要
						当期償却額		当期減損額		
有形固定資産 (減価償却費)	建物	17,752,961,845	761,498,977	5,319,296	18,509,141,526	8,686,752,897	1,131,737,445	628,527	628,527	9,821,760,102
	構築物	414,798,262	13,180,342	0	427,978,604	223,961,213	29,863,347	0	0	204,017,391
	車両運搬具	1,379,224,880	205,581,607	74,631,870	1,510,174,617	1,069,278,606	183,071,102	0	0	440,896,011
	工具器具備品	4,711,465,875	238,807,490	671,083,930	4,279,189,435	3,293,084,613	417,402,243	0	0	986,104,822
	リース資産	27,693,767,450	5,520,829,610	16,837,799,584	16,376,797,476	8,322,405,128	3,640,244,457	0	0	8,054,392,348
	計	51,952,218,312	6,739,898,026	17,588,834,680	41,103,281,658	21,595,482,457	5,402,318,594	628,527	628,527	19,507,170,674
有形固定資産 (減価償却額相当額)	建物	37,765,684,654	25,872,325	33,301,984	37,758,254,995	18,144,540,385	1,272,912,104	189,287,239	110,629,742	19,424,427,371
	構築物	362,123,760	0	2,513,605	359,610,155	328,743,921	4,431,743	32,343	32,343	30,833,891
	車両運搬具	46,663,942	0	37,622,968	9,040,974	9,040,963	0	0	0	11
	工具器具備品	110,707,360	0	63,287,683	47,419,677	47,178,514	101,181	0	0	241,163
	計	38,285,179,716	25,872,325	136,726,240	38,174,325,801	18,529,503,783	1,277,445,028	189,319,582	110,662,085	19,455,502,436
非償却資産	土地	63,574,632,873	0	8,980,000	63,565,652,873	0	0	107,486,204	96,219,892	63,458,166,669
	建設仮勘定	215,032,312	199,550,499	131,277,642	283,305,169	0	0	0	0	283,305,169
	計	63,789,665,185	199,550,499	140,257,642	63,848,958,042	0	0	107,486,204	96,219,892	63,741,471,838

有形固定資産合計	建物	55,518,646,499	787,371,302	38,621,280	56,267,396,521	26,831,293,282	2,404,649,549	189,915,766	111,258,269	29,246,187,473	注1
	構築物	776,922,022	13,180,342	2,513,605	787,588,759	552,705,134	34,295,090	32,343	32,343	234,851,282	
	車両運搬具	1,425,888,822	205,581,607	112,254,838	1,519,215,591	1,078,319,569	183,071,102	0	0	440,896,022	
	工具器具備品	4,822,173,235	238,807,490	734,371,613	4,326,609,112	3,340,263,127	417,503,424	0	0	986,345,985	
	土地	63,574,632,873	0	8,980,000	63,565,652,873	0	0	107,486,204	96,219,892	63,458,166,669	
	リース資産	27,693,767,450	5,520,829,610	16,837,799,584	16,376,797,476	8,322,405,128	3,640,244,457	0	0	8,054,392,348	注3注4
	建設仮勘定	215,032,312	199,550,499	131,277,642	283,305,169	0	0	0	0	283,305,169	
	計	154,027,063,213	6,965,320,850	17,865,818,562	143,126,565,501	40,124,986,240	6,679,763,622	297,434,313	207,510,504	102,704,144,948	
無形固定資産 (減価償却費)	ソフトウェア	73,835,193,277	5,541,387,709	35,059,608	79,341,521,378	64,558,047,378	5,313,874,384	0	0	14,783,474,000	
	リース資産	7,652,759,872	4,106,358,353	4,102,765,362	7,656,352,863	2,268,199,231	1,139,698,469	0	0	5,388,153,632	
	計	81,487,953,149	9,647,746,062	4,137,824,970	86,997,874,241	66,826,246,609	6,453,572,853	0	0	20,171,627,632	
無形固定資産 (減価償却相当額)	ソフトウェア	1,354,439,280	0	0	1,354,439,280	1,354,439,280	0	0	0	0	
	計	1,354,439,280	0	0	1,354,439,280	1,354,439,280	0	0	0	0	
非償却資産	電話加入権	636,000	0	424,500	211,500	0	0	0	0	211,500	
	ソフトウェア仮勘定	3,200,410,498	2,759,297,024	1,557,013,666	4,402,693,856	0	0	0	0	4,402,693,856	
	計	3,201,046,498	2,759,297,024	1,557,438,166	4,402,905,356	0	0	0	0	4,402,905,356	
無形固定資産合計	ソフトウェア	75,189,632,557	5,541,387,709	35,059,608	80,695,960,658	65,912,486,658	5,313,874,384	0	0	14,783,474,000	注2
	電話加入権	636,000	0	424,500	211,500	0	0	0	0	211,500	
	リース資産	7,652,759,872	4,106,358,353	4,102,765,362	7,656,352,863	2,268,199,231	1,139,698,469	0	0	5,388,153,632	注3注4
	ソフトウェア仮勘定	3,200,410,498	2,759,297,024	1,557,013,666	4,402,693,856	0	0	0	0	4,402,693,856	
	計	86,043,438,927	12,407,043,086	5,695,263,136	92,755,218,877	68,180,685,889	6,453,572,853	0	0	24,574,532,988	
投資その他の資産	退職給付引当金見返	96,230,154,447	665,675,241	6,183,677,657	90,712,152,031	0	0	0	0	90,712,152,031	
	敷金・保証金	12,062,200	1,116,340	832,200	12,346,340	0	0	0	0	12,346,340	
	計	96,242,216,647	666,791,581	6,184,509,857	90,724,498,371	0	0	0	0	90,724,498,371	

注1 建物の当期増加額のうち、資産除去債務に対応する除去費用の計上額は26百万円です。

注2 ソフトウェアの当期増加額の主たるものは次のとおりです。

ねんきんネット（フロントシステム）の更改等に係る設計・開発業務

注3 リース資産の当期増加額の主たるものは次のとおりです。

機構ICT基盤（共通基盤システム等）の構築（有形）

機構ICT基盤（共通基盤システム等）の構築（無形）

注4 リース資産の当期減少額の主たるものは次のとおりです。

日本年金機構端末設備（有形）

共通基盤システム設備（有形）

共通基盤システム設備（無形）

社会保険オンラインシステムサーバ設備（有形）

共通事務システム設備（有形）

年金給付システムサーバ設備（有形）

市区町村用可搬型窓口装置設置に係るサーバ・端末設備（有形）

(単位：百万円)

2,928

(単位：百万円)

3,789

(単位：百万円)

2,985

(単位：百万円)

5,498

(単位：百万円)

3,505

(単位：百万円)

1,454

(単位：百万円)

2,227

(単位：百万円)

1,681

(単位：百万円)

1,142

(単位：百万円)

1,135

2 引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
賞与引当金	13,147,932,435	16,239,821,113	12,920,405,282	227,527,153	16,239,821,113	注
計	13,147,932,435	16,239,821,113	12,920,405,282	227,527,153	16,239,821,113	

注 賞与引当金の「当期減少額 その他」は、支給見込額と実支給額との差額であります。

3 退職給付引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
退職給付債務合計額	96,230,154,447	665,675,241	6,183,677,657	90,712,152,031	
退職一時金に係る債務	96,230,154,447	665,675,241	6,183,677,657	90,712,152,031	
退職給付引当金	96,230,154,447	665,675,241	6,183,677,657	90,712,152,031	

4 資産除去債務の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
賃借建物の原状回復義務	3,080,615,246	27,819,788	4,888,932	3,103,546,102	注
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	1,291,924,938	24,903,415	998,867	1,315,829,486	注
賃借した土地のうえに建設した建物等を除去する義務	240,302,651	4,794,806	0	245,097,457	注
計	4,612,842,835	57,518,009	5,887,799	4,664,473,045	

注 独立行政法人会計基準「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」における規定を受けております。

5 運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

(1) 運営費交付金債務の増減の明細

(単位：円)

期首残高	交付金当期 交付額	当期振替額					引当金見返 との相殺額	期末残高
		運営費交付 金収益	資産見返運 営費交付金	建設仮勘定 見返運営費 交付金	資本剩余额	小計		
0	330,765,088,000	303,685,267,302	5,015,773,896	2,958,847,523	1,116,340	311,661,005,061	19,104,082,939	0

(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細

① 運営費交付金収益への振替額及び主な使途の明細

(単位：円)

区分	運営費交付金 収益	運営費交付金の主な使途	
		費用	主な使途
業務達成基準による 振替額			
事業運営費交付金 (保険料財源)	211,042,904,790	185,716,170,784	○損益計算書に計上した費用の額： ・業務経費 その他人件費 38,145,010,020円 通信費 35,102,699,231円 業務委託費 90,903,351,213円 その他 21,372,825,235円 ・財務費用 支払利息 192,285,085円
機構運営費交付金 (国庫財源)	87,628,611,383	84,086,485,034	○損益計算書に計上した費用の額： ・業務経費 人件費 67,509,711,127円 ・一般管理費 役員報酬 164,849,378円 人件費 8,226,927,588円 その他人件費 178,364,507円 その他 8,001,428,358円 ・財務費用 支払利息 5,204,076円
年金生活者支援給付金 支給業務事務取扱交付金 (国庫 財源)	5,013,751,129	4,453,988,626	○損益計算書に計上した費用の額： ・業務経費 人件費 1,240,281,481円 その他人件費 998,706,899円 通信費 893,778,068円 業務委託費 990,519,696円 その他 294,292,446円 ・一般管理費 役員報酬 536,631円 人件費 35,470,375円 ・財務費用 支払利息 403,030円
期間進行基準による 振替額	0	0	0— (期間進行基準を採用した業務は無い)
費用進行基準による 振替額	0	0	0— (費用進行基準を採用した業務は無い)
合計	303,685,267,302	274,256,644,444	

② 資産見返運営費交付金、建設仮勘定見返運営費交付金及び資本剩余额への振替額並びに主な使途の明細

(単位：円)

セグメント	資産見返運営費交付金への振替		建設仮勘定見返運営費交付金への振替		資本剩余额への振替	
	振替額	主な使途	振替額	主な使途	振替額	主な使途
事業運営費交付金（保険料財源）	4,260,827,469	建物 52,246,429円 構築物 726,794円 車両運搬具 198,114,146円 工具器具備品 211,555,789円 ソフトウェア 3,798,184,311円	2,754,574,601	建設仮勘定 15,306,500円 ソフトウェア仮勘定 2,739,268,101円	802,380	敷金・保証金 802,380円
機構運営費交付金（国庫財源）	754,946,427	建物 585,432,039円 構築物 12,366,415円 車両運搬具 5,751,570円 工具器具備品 27,251,701円 ソフトウェア 124,144,702円	202,529,409	建設仮勘定 184,243,999円 ソフトウェア仮勘定 18,285,410円	313,960	敷金・保証金 313,960円
年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金（国庫財源）	0	— (資産見返運営費交付金への振替は無い)	1,743,513	ソフトウェア仮勘定 1,743,513円	0	— (資本剩余额への振替は無い)
合 計	5,015,773,896		2,958,847,523		1,116,340	

(3) 引当金見返との相殺額の明細

(単位：円)

セグメント	引 当 金 見 返 と の 相 殺		
	相 殺 額	主 な 相 殺 額 の 内 訳	
事業運営費交付金（保険料財源）	3,938,949,760	賞与引当金見返	3,938,949,760円
機構運営費交付金（国庫財源）	14,746,071,821	賞与引当金見返 退職給付引当金見返	8,719,011,656円 6,027,060,165円

年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金（国庫財源）	419,061,358	賞与引当金見返 退職給付引当金見返	262,443,866円 156,617,492円
合 計	19,104,082,939		

(4) 運営費交付金債務残高の明細

(単位：円)

運営費交付金債務残高	使 用 見 込 み
業務達成基準を採用した業務に係る分	0
費用進行基準を採用した業務に係る分	0
計	0

6 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区 分	報 酬 又 は 給 与		退 職 手 当	
	支 給 額	支 給 人 員	支 給 額	支 給 人 員
役 員	(2,811)	(5)	(0)	(0)
	162,849	10	27,665	5
職 員	(38,244,759)	(12,322)	(333)	(3)
	73,793,532	10,995	6,532,451	491
合 計	(38,247,569)	(12,327)	(333)	(3)
	73,956,381	11,005	6,560,115	496

(注1) 支給額は、千円未満切り上げで表示しております。

(注2) 支給人員数は、期中平均支給人員数を記載しております。

(注3) 役員に対する報酬等の支給基準の概要

「日本年金機構役員報酬規程」及び「日本年金機構役員退職手当規程」に基づき支給しております。

(注4) 正規職員、准職員の給与及び退職手当の支給基準の概要

「日本年金機構職員給与規程」及び「日本年金機構職員退職手当規程」に基づき支給しております。

(注5) 有期雇用契約職員等の給与基準の概要

「日本年金機構エルダー職員給与規程」、「日本年金機構特定業務契約職員及び特定業務職員給与規程」、「日本年金機構アシスタント契約職員及びアシスタント職員給与規程」、「日本年金機構年金相談職員給与規程」、「日本年金機構事務センター専任職員給与規程」に基づき支給しております。

(注6) 報酬又は給与の支給額には、法定福利費（18,035,891千円）を除いております。

() は非常勤役員及び有期雇用契約職員等（エルダー職員、特定業務契約職員、特定業務職員、アシスタント契約職員、アシスタント職員、年金相談職員及び事務センター専任職員）に対するものであり外数となっております。

7 セグメント情報

(単位：円)

		セグメント				
		事業運営費交付金 (保険料財源)	機構運営費交付金 (国庫財源)	年金生活者支援給付金 支給業務事務取扱交付 金 (国庫財源)	共 通	合 計
I 行政コスト						
損益計算書上の費用合計		201,109,606,396	97,089,434,388	4,825,455,651	0	303,024,496,435
その他行政コスト						
減価償却相当額		0	0	0	1,272,217,443	1,272,217,443
減損損失相当額		0	0	0	206,881,977	206,881,977
利息費用相当額		0	0	0	31,359,869	31,359,869
除売却差額相当額		0	0	0	1,685,620	1,685,620
その他行政コスト合計		0	0	0	1,512,144,909	1,512,144,909
行政コスト		201,109,606,396	97,089,434,388	4,825,455,651	1,512,144,909	304,536,641,344
II 日本年金機構の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト		201,109,606,396	97,089,434,388	4,825,455,651	2,418,545,960	305,443,042,395
III 事業費用、事業収益及び事業損益						
事業費用	業務経費	保険事業経費	84,972,196,616	0	0	84,972,196,616
		オンラインシステム経費	69,053,119,003	0	0	69,053,119,003
		年金相談等経費	46,886,842,661	0	0	46,886,842,661
		年金生活者支援給付金支給業務事務費	0	0	3,339,670,754	3,339,670,754
		年金記録問題対策経費	0	1,955,547	0	1,955,547
		機構職員人件費	0	77,639,283,629	1,426,695,036	79,065,978,665
		計	200,912,158,280	77,641,239,176	4,766,365,790	283,319,763,246
一般管理費	機構職員人件費	機構職員人件費	0	9,624,181,677	58,686,831	9,682,868,508
		機構内部管理事務経費	0	9,817,508,300	0	9,817,508,300
		計	0	19,441,689,977	58,686,831	19,500,376,808
	計	200,912,158,280	97,082,929,153	4,825,052,621	0	302,820,140,054

財務費用	192,285,085	5,204,076	403,030	0	197,892,191
計	201,104,443,365	97,088,133,229	4,825,455,651	0	303,018,032,245
事業収益					
運営費交付金収益	211,042,904,790	87,628,611,383	5,013,751,129	0	303,685,267,302
資産見返運営費交付金戻入	5,791,037,600	1,281,453,528	9,111,502	0	7,081,602,630
賞与引当金見返に係る収益	4,758,816,980	10,934,235,225	319,241,755	0	16,012,293,960
退職給付引当金見返に係る収益	0	653,646,253	12,028,988	0	665,675,241
その他	0	0	0	581,134,770	581,134,770
計	221,592,759,370	100,497,946,389	5,354,133,374	581,134,770	328,025,973,903
事業損益	20,488,316,005	3,409,813,160	528,677,723	581,134,770	25,007,941,658
IV臨時損益等					
臨時損失	5,163,031	1,301,159	0	0	6,464,190
計	5,163,031	1,301,159	0	0	6,464,190
臨時利益	5,163,031	1,301,159	0	0	6,464,190
計	5,163,031	1,301,159	0	0	6,464,190
当期純損益	20,488,316,005	3,409,813,160	528,677,723	581,134,770	25,007,941,658
当期総損益	20,488,316,005	3,409,813,160	528,677,723	581,134,770	25,007,941,658
V総資産	47,059,823,683	22,312,145,989	501,725,150	229,254,844,149	299,128,538,971
流動資産	13,801,758,636	11,240,524,105	447,226,658	55,635,853,265	81,125,362,664
前払費用	8,822,143,207	305,256,668	122,288,411	0	9,249,688,286
賞与引当金見返	4,979,615,429	10,935,267,437	324,938,247	0	16,239,821,113
その他	0	0	0	55,635,853,265	55,635,853,265
固定資産	33,258,065,047	11,071,621,884	54,498,492	173,618,990,884	218,003,176,307
リース資産	12,626,711,739	775,963,524	39,870,717	0	13,442,545,980
ソフトウェア	14,309,162,186	471,030,532	3,281,282	0	14,783,474,000
退職給付引当金見返	0	0	0	90,712,152,031	90,712,152,031
敷金・保証金	11,217,880	1,128,460	0	0	12,346,340
その他	6,310,973,242	9,823,499,368	11,346,493	82,906,838,853	99,052,657,956

注1. 事業の種類の区分及び事業の内容は以下のとおりです。

事業種類のセグメントは、日本年金機構法第44条第2項に定められた財源（国庫財源及び保険料財源）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律第26条第2項に定められた財源（国庫財源）ごとに区分しております。これは、年金業務等に投入された国庫財源及び保険料財源各々の使途内訳及び損益を明らかにする必要があると考えています。

事業運営費交付金事業：保険料財源による事業運営費交付金により行われる事業。保険事業経費（国民年金の適用、徴収、給付に関する業務及び厚生年金保険の適用、徴収、給付に関する業務）、社会保険オンラインシステム事業経費（年金システムの管理に関する業務）及び年金相談等事業経費（年金相談に関する業務）が含まれております。

機構運営費交付金事業：国庫財源による機構運営費交付金により行われる事業。機構職員人件費（日本年金機構の役員及び正規職員等にかかる人件費）及び機構内部管理事務経費（日本年金機構の内部管理のための事務経費）が含まれております。なお、年金記録問題対策経費（年金記録問題の対策に関する業務）に計上されている事業費用は、前期末までに取得した固定資産にかかる減価償却費のみを計上しております。

支給業務事務取扱交付金事業：国庫財源による年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金により行われる事業。年金生活者支援給付金支給業務事務費が含まれております。なお、右期間内にお申し出がなことわらは清算か合併しております。

2. 配賦不能である減価償却相当額、減損損失相当額、利息費用相当額及び除売却額相当額は、主に現物出資財産として受け入れた資産から生じたコストであります。また、配賦不能である事業収益は運営費交付金収益以外の自己収入等であります。

3. 配賦不能である資産は主に現物出資財産として受け入れた資産及び本部、拠点の現預金であります。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項1号の規定により、次の免許状は失効しました。

令和7年8月19日 静岡県教育委員会

1. 失効した免許状
氏名：長浦 政裕 本籍地：長野県
免許状の種類、免許状の番号、授与年月日、授与権者

(1) 高等学校教諭一種免許状（農業）、平25高一第202号、平成26年3月17日、北海道教育委員会

2. 失効年月日 令和7年5月22日

3. 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第1号（同法施行規則第74条の2第8号イ）に該当

身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管しております。心当たりの方は、当市民福祉部福祉課まで申し出てください。

令和7年8月19日

青森県教育委員会 愛知県 稲沢市長 加藤鎌司郎

お問い合わせの窓口

令和7年8月19日 青森県八戸市柏崎一丁目六番六号

株式会社K&K
代表清算人：神山 智子

令和7年8月19日 栃木県小山市大字下国府塚三四六番地八
有限公司：茂呂製作所
清算人：茂呂 優

令和7年8月19日 埼玉県狭山市大字南入曽六一三番地の一
有限公司：宮岡米穀株式会社
代表清算人：宮岡喜久江

令和7年8月19日 山形県新庄市沖の町二番五号
有限公司：アイシーハフ
清算人：阿部 雅人

令和7年8月19日 北海道名寄市西一一条南六一丁目一七番地二
株式会社トムヤ調剤薬局

令和7年8月19日 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢85歳の女性
上記の者は、令和6年12月上旬に愛知県輪島市
祖父江町森上本郷九44番地1で死亡したもので、

注2. 事業の種類の区分及び事業の内容は以下のとおりです。

事業種類のセグメントは、日本年金機構法第44条第2項に定められた財源（国庫財源及び保険料財源）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律第26条第2項に定められた財源（国庫財源）ごとに区分しております。これは、年金業務等に投入された国庫財源及び保険料財源各々の使途内訳及び損益を明らかにする必要があると考えています。

事業運営費交付金事業：保険料財源による事業運営費交付金により行われる事業。保険事業経費（国民年金の適用、徴収、給付に関する業務）、社会保険オンラインシステム事業経費（年金システムの管理に関する業務）及び年金相談等事業経費（年金相談に関する業務）が含まれております。

機構運営費交付金事業：国庫財源による機構運営費交付金により行われる事業。機構職員人件費（日本年金機構の役員及び正規職員等にかかる人件費）及び機構内部管理事務経費（日本年金機構の内部管理のための事務経費）が含まれております。なお、右期間内にお申し出がなことわらは清算か合併しております。

支給業務事務取扱交付金事業：国庫財源による年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金により行われる事業。年金生活者支援給付金支給業務事務費が含まれております。なお、右期間内にお申し出がなことわらは清算か合併しております。

2. 配賦不能である減価償却相当額、減損損失相当額、利息費用相当額及び除売却額相当額は、主に現物出資財産として受け入れた資産から生じたコストであります。また、配賦不能である事業収益は運営費交付金収益以外の自己収入等であります。

3. 配賦不能である資産は主に現物出資財産として受け入れた資産及び本部、拠点の現預金であります。

身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管しております。心当たりの方は、当市民福祉部福祉課まで申し出てください。

令和7年8月19日 青森県東津軽郡深浦町大字深浦字浜町三四九番地一 有限会社深浦小型タクシー 清算人：小角 留理

令和7年8月19日 茨城県龍ヶ崎市寺後二六二九番地五 有限公司：創悠 清算人：庭野 至

令和7年8月19日 栃木県小山市大字下国府塚三四六番地八 有限公司：茂呂製作所 清算人：茂呂 優

令和7年8月19日 埼玉県狭山市大字南入曽六一三番地の一 有限公司：宮岡米穀株式会社 清算人：宮岡喜久江

令和7年8月19日 山形県新庄市沖の町二番五号 有限公司：アイシーハフ 清算人：阿部 雅人

令和7年8月19日 北海道名寄市西一一条南六一丁目一七番地二 株式会社トムヤ調剤薬局

令和7年8月19日 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢85歳の女性 上記の者は、令和6年12月上旬に愛知県輪島市 祖父江町森上本郷九44番地1で死亡したもので、

解散公知 当社は、令和7年7月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がなことわらは清算か合併します。

令和7年8月19日 北海道中川郡幕別町札内新北町四四番地の二 二二Mの北俱楽部一〇一 有限会社千舞 代表清算人：國安 廣美

令和7年8月19日 茨城県常陸大宮市那賀八一〇番地 有限公司：檜山建築 清算人：檜山 嘉暢

令和7年8月19日 令和7年8月19日 有限公司：創悠 清算人：庭野 至

令和7年8月19日 令和7年8月19日 有限公司：茂呂製作所 清算人：茂呂 優

令和7年8月19日 令和7年8月19日 有限公司：宮岡米穀株式会社 清算人：宮岡喜久江

令和7年8月19日 令和7年8月19日 株式会社トムヤ調剤薬局

令和7年8月19日 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢85歳の女性 上記の者は、令和6年12月上旬に愛知県輪島市 祖父江町森上本郷九44番地1で死亡したもので、

解散公知 当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がなことわらは清算か合併します。

令和7年8月19日 北海道名寄市西一一条南六一丁目一七番地二 二二Mの北俱楽部一〇一 有限会社千舞 代表清算人：國安 廣美

令和7年8月19日 茨城県常陸大宮市那賀八一〇番地 有限公司：檜山建築 清算人：檜山 嘉暢

令和7年8月19日 令和7年8月19日 有限公司：創悠 清算人：庭野 至

令和7年8月19日 令和7年8月19日 有限公司：茂呂製作所 清算人：茂呂 優

令和7年8月19日 令和7年8月19日 有限公司：宮岡米穀株式会社 清算人：宮岡喜久江

令和7年8月19日 令和7年8月19日 株式会社トムヤ調剤薬局

令和7年8月19日 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢85歳の女性 上記の者は、令和6年12月上旬に愛知県輪島市 祖父江町森上本郷九44番地1で死亡したもので、

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申込下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

埼玉県白岡市西四丁目一〇番地二四

合同会社プリントハウスマネジメント

清算人 篠崎 清

当法人は、令和七年三月二十六日開催の臨時社員総会の決議より解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

埼玉県戸田市笛目五一一一七デイオブラザ三三四〇一号

一般社団法人地盤総合管理センター

代表清算人 河邊 勝実

当法人は、令和七年四月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

埼玉県戸田市笛目五一一一七デイオブラザ三三四〇一号

一般社団法人地盤総合管理センター

代表清算人 河邊 勝実

当法人は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

埼玉県さいたま市見沼区東門前一七七一

特定非営利活動法人みらい研究所

清算人 紅谷 弘二

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

千葉県印旛郡栄町安食三七七〇番地

株式会社宮本商店

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

当社は、令和七年八月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

当社は、令和七年八月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

千葉県長生郡長南町千田一四九二番地

株式会社のどか農園

代表清算人 唐鍊加壽子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により同日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

なお、右期間内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

千葉県浦安市北栄一丁目一六番一六号

株式会社佐藤商店

代表清算人 相原 広通

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により同日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

なお、右期間内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により同日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

なお、右期間内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により同日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

なお、右期間内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により同日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

なお、右期間内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により同日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により同日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により同日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

東京都北区志茂二丁目四五番一四号

株式会社勝栄

代表清算人 岩本 勝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

東京都墨田区緑四丁目一一番八号

合同会社ZENKO

清算人 梶原 千晴

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

なお、右期間内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

当社は、令和七年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

なお、右期間内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

当社は、令和七年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

なお、右期間内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

当社は、令和七年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

なお、右期間内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

当社は、令和七年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

東京都足立区西新井本町二丁目一五番一三号

株式会社ヴァニティーパッシュ

代表清算人 小倉 実

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

なお、右期間内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

なお、右期間内にお申し出下さい。

令和七年八月十九日

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

神奈川県平塚市浅間町三番一六号

有限会社フードビジネス総合研究所

清算人 山縣 英起

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

神奈川県川崎市高津区久地二丁目一番一

四一一〇三号サンヨースカイハイツ

清算人 小山 真弓

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

神奈川県横浜市中区翁町二丁目八番五号

関内エメラルドビル三〇二

合同会社ライフサポートセンター

清算人 杉田 直人

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

新潟県新潟市西区楨尾一七三番地一

日本コントロール株式会社

代表清算人 早見 鷹夫

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

長野県木曽郡木曽町福島五〇八四番地

株式会社まちづくり木曽福島

代表清算人 奥村 浩

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

岐阜県中津川市茄子川一六四三番地の二

有限会社カタシヨウ

清算人 片山 俊男

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

岐阜県瑞浪市日吉町六八四番地

合同会社ケアプランひまわり

清算人 柳瀬恵美子

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日をもって解散し、令和七年七月十日より精算手続きに入りましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

岐阜県岐阜市八ツ梅町二丁目八番地

株式会社U r b i n e

代表清算人 遠藤 麻里

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

三重県鈴鹿市庄野共進二丁目二番一号

有限会社那古野経営会計センター

清算人 近藤 潔

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

大阪市都島区毛馬町一丁目二〇番二五号

有限会社恒栄設備工業

清算人 齋藤 恒己

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

三重県龜山市能褒野町六四番地六二

株式会社J・K・T

代表清算人 片岡 政彦

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

三重県鈴鹿市国府町四九二二番地一三

株式会社市川塗研

代表清算人 市川 新司

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

大阪府高槻市芥川町四丁目一〇番一九号

株式会社太田明文堂

代表清算人 太田 耕夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

有限会社恒栄設備工業

清算人 齋藤 恒己

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

株式会社太田明文堂

代表清算人 太田 耕夫

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十九日

株式会社U r b i n e

代表清算人 遠藤 麻里

第35期決算公告

令和7年8月19日

福島県南会津郡只見町大字槽戸字館ノ川1584番地1

浅草建材株式会社

代表取締役 五十嵐弘和

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目 金額(千円)

資の 産部	流動資産	固定資産	合計	資本	負債
				金	金
			47,429	29,014	18,415
				47,429	47,429
	流动資産	固定資産		10,995	11,904
				24,530	10,000
				14,530	500
				14,030	(30)
			合計	47,429	47,429

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍埼玉県本庄市市緑二丁目一六番、最後の住 所埼玉県児玉郡神川町大字植竹七〇一番地一 被相続人 亡 水橋 達哉	
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和七年八月十九日 埼玉県熊谷市宮町一丁目三番地林法律事務所 相続財産清算人 弁護士 野村 恵子	
相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍埼玉県川越市大字伊佐沼四八番地、最後の住所埼玉県川越市中台三丁目五番地六田園ハイツ三四〇四号室 被相続人 亡 須賀 勝	
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和七年八月十九日 埼玉県ふじみ野市丸山六番三三号丸山マンション二〇一佐藤法律事務所 相続財産清算人 弁護士 佐藤 哲平	
相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍千葉県市川市八幡六丁目八五七番地、最後の住所千葉県市川市北中沢二丁目六番一 被相続人 亡 村岡 秀弥	
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和七年八月十九日 事務所千葉県松戸市本町一八一四 NBF 松戸ビル五階 ときわ総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 藤本麻里子	
相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍千葉県南房総市山下三〇〇番地、最後の住所千葉県南房総市山下三〇〇番地 被相続人 亡 植松 恭兵	
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和七年八月十九日 千葉県木更津市大和一丁目一番号おおつビル四階 プルメリア国際法律事務所 相続財産清算人 弁護士 塚本 秀夫	
相続債権者受遺者への請求申出の催告 国籍無国籍(旧ロシヤ)、最後の住所東京都杉並区天沼一丁目一七一番地 被相続人 亡 ワシリ ベリコフ(BELIY KOFF VASILICO STANTINOVICH)	
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和七年八月十九日 事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号 北野京葉ビル八階真田・中間・谷中総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 中間 一裕	
相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍千葉県いすみ市大野八八五番地三、最後の住所千葉県いすみ市大野一一〇〇番地一 被相続人 死 藤平 正樹	
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和七年八月十九日 埼玉県八街市八街ほ二三五番地七 事務所千葉県茂原市鷺巣二九五番地八 相続財産清算人 司法書士 麻生 武	
相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍東京都千代田区神田鍛冶町三丁目七番地一、最後の住所東京都千代田区神田多町二丁目六番地二グランド・ガーラ神田八二一号 被相続人 亡 當間 順子	
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和七年八月十九日 東京都千代田区東神田一丁目五番二号黒崎ビル九階わかぎ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 有坂 秀樹	
相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍兵庫県宝塚市栄町一丁目六六番地、最後の住所東京都あきる野市三内四三六番地二五 日市ホーム 被相続人 亡 桑田ありな	
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月三十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和七年八月十九日 東京都新宿区四谷二丁目四番地三久保ビル二階 大谷&バートナーズ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 豊澤 朋子	
相続債権者受遺者への請求申出の催告 国籍無国籍(旧ロシヤ)、最後の住所東京都杉並区天沼一丁目一七一番地 被相続人 亡 ワシリ ベリコフ(BELIY KOFF VASILICO STANTINOVICH)	
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和七年八月十九日 東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富國生命ビル渥美坂井法律事務所 外国法共同 事業 相続財産清算人 弁護士 落合 孝文	

第 38 期 決 算 公 告	
令和 7 年 8 月 19 日	
東京都中央区日本橋室町二丁目 1 番 1 号 デナールシラン株式会社 代表取締役 原 敬	
貸 借 対 照 表 の 要 旨 (令和 7 年 3 月 31 日現在) (単位: 百万円)	
資 产 の 部	負 債 及 び 純 资 产 の 部
資 产 の 部	負 債 及 び 純 资 产 の 部
流 动 资 产	925
固 定 资 产	2,228
資 产 合 计	3,153
流 动 负 債	971
固 定 负 債	971
负 債 合 计	971
株 主 资 本	2,182
資 本 利 益	500
利 益 余 備	1,682
その 他 利 益	49
利 益 剰 余 金	1,633
純 资 产 合 计	2,182
負 債・純 资 产 合 计	3,153

相続債権者受遺者への請求申出の催告	
本籍東京都三鷹市牟礼六丁目二〇二〇番地、最後の住所東京都三鷹市中原二丁目一〇番一 被相続人 亡 高見 泰枝	
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和七年八月十九日 東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一一番一 八号 Mビル四〇三 相続財産清算人 弁護士 久保田 聰	
相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍東京都千代田区神田鍛冶町三丁目七番地一、最後の住所東京都千代田区神田多町二丁目六番地二グランド・ガーラ神田八二一号 被相続人 亡 當間 順子	
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和七年八月十九日 東京都千代田区東神田一丁目五番二号黒崎ビル九階わかぎ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 有坂 秀樹	
相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍兵庫県宝塚市栄町一丁目六六番地、最後の住所東京都あきる野市三内四三六番地二五 日市ホーム 被相続人 亡 桑田ありな	
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月三十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和七年八月十九日 東京都新宿区四谷二丁目四番地三久保ビル二階 大谷&バートナーズ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 豊澤 朋子	
相続債権者受遺者への請求申出の催告 国籍無国籍(旧ロシヤ)、最後の住所東京都杉並区天沼一丁目一七一番地 被相続人 亡 ワシリ ベリコフ(BELIY KOFF VASILICO STANTINOVICH)	
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。	
令和七年八月十九日 東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富國生命ビル渥美坂井法律事務所 外国法共同 事業 相続財産清算人 弁護士 落合 孝文	

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市千石町五丁目二〇五番地、

最後の住所横浜市栄区長沼町四七八番地一

グループホームちいさな手横浜ざかえ

被相続人 亡 藤岡 益雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外し

します。

令和七年八月十九日 神奈川県横浜市中区弁天通四丁目五二番地

ナインティー横浜六階

相続財産清算人 弁護士 西田 智行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市渚一丁目一二三番地、最後

の住所長野県松本市渚一丁目一番四九号

被相続人 亡 宮澤 和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外し

します。

令和七年八月十九日 長野県松本市大手二丁目一〇番一八号ただ

ちやビル一階 宮田旭法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宮田 旭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県伊那市美篤三二一四番地、最後の

住所長野県伊那市美篤三二一四番地

被相続人 亡 赤羽 初男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外し

します。

令和七年八月十九日 長野県伊那市美篤三二一四番地二

長野県伊那市美篤三二一四番地二

被相続人 亡 齋藤 敬

相続財産清算人 司法書士 齋藤 敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区赤坂八丁目四番地、最後の住

所大阪府高槻市城南町三丁目一七番一三〇

二号

被相続人 亡 浅沼 耕一

令和七年八月十九日

兵庫県神戸市中央区海岸通三番地シップ神

戸海岸ビル九階

しきしま法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤 順

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外し

します。

令和七年八月十九日 神戸市中央区元町通六丁目一番六号 共進

ビル七階 矢形法律事務所

相続財産清算人 弁護士 矢形幸之助

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県広島市南区西蟹屋四丁目四七二番

地、最後の住所広島県広島市東区牛田新町一

丁目一八番一号神田山長生園

被相続人 亡 福本 和昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外し

します。

令和七年八月十九日 島根県松江市浜乃木一丁目二二番八一一号

相続財産清算人 福田磨壽穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市常盤町一丁目一番地、最後

の住所山口県宇部市宮地町三番五九一九号

被相続人 亡 戎崎 幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外し

します。

令和七年八月十九日 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

鉄鋼ビルディング4階

第14期決算公報

令和7年8月19日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
鉄鋼ビルディング4階

Tokyo17特定目的会社

取締役 山本祐紀

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)(単位:千円)

資産の部		負債の部	
特	資産	流動負債	484,981
定	資産	固定負債	35,233,494
そ	資産	負債合計	35,718,476
流	資産	純資産	
固	資産	社員資本	8,262,063
織	資産	資本100	100
		特優先株主資本	7,765,900
		優先株主資本	496,063
		当期末処分利益	496,063
		純資産合計	8,262,063
資産合計	43,980,539	負債・純資産合計	43,980,539

損益計算書の要旨(令和6年12月1日~令和7年5月31日)(単位:千円)

科	金額
営業収益	1,448,314
費用	770,758
営業費用	677,555
営業費用	376
営業費用	180,987
営業費用	496,945
営業費用	496,945
営業費用	881
税金	496,063

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区京島三丁目四七番、最後の

住所福岡県福岡市中央区葵院二丁目一四番一

○一〇〇二号藤和コーポソシエ薬院

被相続人 亡 杉浦 章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外し

します。

令和七年八月十九日 福岡県福岡市南区大橋一丁目八番一九号

プロベニオ大橋六階

相続財産清算人 三好 有理

被相続人 亡 杉浦 章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外し

します。

令和七年八月十九日 福岡県福岡市南区大橋一丁目八番一九号

プロベニオ大橋六階

相続財産清算人 三好 有理

被相続人 亡 杉浦 章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外し

します。

令和七年八月十九日 福岡県福岡市南区大橋一丁目八番一九号

プロベニオ大橋六階

相続財産清算人 三好 有理

被相続人 亡 杉浦 章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外し

します。

令和七年八月十九日 山口県宇部市琴芝町二丁目五番二号

鴨村 慎二

相続財産清算人 鴨村 慎二

被相続人 亡 浅沼 耕一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外し

します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県山鹿市藤井一九〇七番地、最後の住所熊本県山鹿市藤井一九〇七番地
被相続人亡 羽廣 幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十九日

事務所熊本県熊本市中央区京町一丁目一〇番八号 くまもと法律事務所

相続財産清算人 藤井 大慈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県熊毛郡中種子町納官四〇一番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市永吉一丁目一一番一号 被相続人亡 笹川 基行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月三十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十九日

弁護士法人グレイス鹿児島事務所
相続財産清算人 弁護士 圓 真諒

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告
非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一 対象土地 神戸市垂水区福田一丁目二三番二
対象建物 神戸市垂水区福田一丁目二三番地

二 家屋番号二三番二
供託所 神戸地方法務局

三 供託番号 令和七年度金第六二八号

(一) 対象土地 令和七年度金第六二八号
(二) 対象建物 ○円

四 供託金額 五、三〇七、二一四円

五 裁判所 神戸地方裁判所
事件名 立事件

七 事件番号 令和六年(チ)第五号
事件名 立事件

八 事件番号 令和七年八月十九日
事件名 立事件

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第二百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 八巻 貞男
二 住所 埼玉県深谷市国路寺六一五番地二六三
三 供託番号 テイパレス深谷八の三の二〇一号
四 供託金額 昭和五十二年五月二十一日
五 裁判所 さいたま家庭裁判所熊谷支部
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
七 事件番号 令和七年度金第一九九号
八 供託所 令和七年八月十九日

本籍埼玉県深谷市西田二丁目二七番三三号
hバティーナ2階内田徹法律事務所
不在者財産管理人 弁護士 内田 徹

不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第二百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 中島 道明
二 従来の住所 不詳
三 供託所 東京法務局
四 供託番号 令和七年度金第一五三三〇号
五 供託金額 金七十四万三千七百円
六 事件番号 本籍 東京都練馬区豊玉南一丁目一五番地六
七 事件番号 生年月日 昭和十九年一月三十日
八 供託所 東京法務局

不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第二百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 不詳
二 従来の住所 不詳
三 供託所 東京家庭裁判所
四 供託番号 令和七年度金第一五三三〇号
五 供託金額 金七十四万三千七百円
六 事件番号 本籍 東京都千代田区神田多町二丁目一
七 事件番号 生年月日 令和七年八月十九日
八 供託所 東京法務局

不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第二百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 不詳
二 従来の住所 不詳
三 供託所 東京法務局
四 供託番号 令和七年度金第一五三三〇号
五 供託金額 金七十四万三千七百円
六 事件番号 本籍 東京都千代田区神田多町二丁目一
七 事件番号 生年月日 令和七年八月十九日
八 供託所 東京法務局

不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第二百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 不詳
二 従来の住所 不詳
三 供託所 東京法務局
四 供託番号 令和七年度金第一五三三〇号
五 供託金額 金七十四万三千七百円
六 事件番号 本籍 東京都千代田区神田多町二丁目一
七 事件番号 生年月日 令和七年八月十九日
八 供託所 東京法務局

不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第二百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 不詳
二 従来の住所 不詳
三 供託所 東京法務局
四 供託番号 令和七年度金第一五三三〇号
五 供託金額 金七十四万三千七百円
六 事件番号 本籍 東京都千代田区神田多町二丁目一
七 事件番号 生年月日 令和七年八月十九日
八 供託所 東京法務局

不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第二百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 不詳
二 従来の住所 不詳
三 供託所 東京法務局
四 供託番号 令和七年度金第一五三三〇号
五 供託金額 金七十四万三千七百円
六 事件番号 本籍 東京都千代田区神田多町二丁目一
七 事件番号 生年月日 令和七年八月十九日
八 供託所 東京法務局

不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第二百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 不詳
二 従来の住所 不詳
三 供託所 東京法務局
四 供託番号 令和七年度金第一五三三〇号
五 供託金額 金七十四万三千七百円
六 事件番号 本籍 東京都千代田区神田多町二丁目一
七 事件番号 生年月日 令和七年八月十九日
八 供託所 東京法務局

不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第二百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 不詳
二 従来の住所 不詳
三 供託所 東京法務局
四 供託番号 令和七年度金第一五三三〇号
五 供託金額 金七十四万三千七百円
六 事件番号 本籍 東京都千代田区神田多町二丁目一
七 事件番号 生年月日 令和七年八月十九日
八 供託所 東京法務局

裁判所 東京家庭裁判所

事件番号 相続財産管理人選任申立事件
事件番号 令和六年(家)第七七三五号
事件番号 令和七年八月十九日
事件番号 令和七年八月十九日

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

無縁墳墓等改葬公告
墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

無縁墳墓等改葬公告
墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

無縁墳墓等改葬公告
墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

第67期決算公告	
令和7年8月19日 東京都青梅市新町9丁目2221番地の1 日生研株式会社 代表取締役社長 長井 伸也	
貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)	
資産の部	負債及び純資産の部
流動資産 7,277,139	流動負債 980,698
定資産 1,824,123	固定負債 200,000
	長期債務 800,587
	支払引当金 272,640
	資本金 7,319,977
	資本剰余金 360,000
	その他資本剰余金 23
	益金 23
	自己株式 7,095,204
	益準備金 90,000
	益剰余金 7,005,204
	(うち当期純利益) (547,599)
	△135,249
合計 9,101,262	合計 9,101,262

第5期決算公告	
令和7年8月19日 東京都港区海岸一丁目2番20号汐留ビルディング3階 CSC Japan Corporate Services株式会社内 Shockwave Medical Japan株式会社 代表取締役 チン・ツー・フン・ボニヤンノ	
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)	
科 目	金 額
流动資産	3,551,227
固定資産	97,477
科 目	金 額
流动負債	3,444,185
固定負債	192,170
支払引当金	23,177
資本	204,519
益金	250
益準備金	204,269
益剰余金	204,269
(うち当期純利益)	(118,690)
資産合計	3,648,704
負債・純資産合計	3,648,704

第30期決算公告 令和7年8月19日
埼玉県東松山市大字石橋字沖仲801番1
関東シティフレイト株式会社
代表取締役 横松 広宣

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	149,957
流動資産	75,874
固定資産	
資産合計	225,831
負純 資産及の び部	85,829
流动負債	85,829
固定負債	
負債合計	85,829
株主資本	140,001
資本金	80,000
利益剰余金	60,001
その他利益剰余金	60,001
(うち当期純利益)	(28,825)
純資産合計	140,001
負債・純資産合計	225,831

第1期決算公告 令和7年8月19日
茨城県つくば市東新井13-2
六興実業株式会社
代表取締役 段林 修平

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	55,823
流動資産	6,601
固定資産	
資産合計	62,795
負純 資産及の び部	14,983
流动負債	14,469
固定負債	
負債合計	14,983
株主資本	33,342
資本金	42,840
利益剰余金	37,840
その他利益剰余金	37,840
(うち当期純利益)	△47,337
純資産合計	△47,337
負債・純資産合計	(47,337)
	62,795

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を四三〇〇万一千六二〇円減少し一億円とするることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月十九日
茨城県つくば市東新井一三一二

第9期決算公告 令和7年7月28日
東京都千代田区九段南一丁目6番5号
C L O S株式会社
代表取締役 萩原 誠

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	374,103
流動資産	253,692
固定資産	
資産合計	627,795
負純 資産及の び部	284,899
流动负债	4,744
引当金	258,498
負債合計	543,396
株主資本	84,399
資本金	20,000
利益剰余金	64,399
その他利益剰余金	64,399
(うち当期純利益)	(38,185)
純資産合計	84,399
負債・純資産合計	627,795

第12期決算公告 令和7年8月19日
埼玉県三郷市谷中14番地56
株式会社 Grant Home
代表取締役 高橋 翔太

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	378,870
流動資産	61,697
固定資産	738
資産合計	441,306
負純 資産及の び部	121,224
流动负债	250,136
引当金	69,946
負債合計	30,000
株主資本	39,946
資本金	39,946
利益剰余金	(11,097)
(うち当期純利益)	
純資産合計	441,306
合計	441,306

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千五百万円、資本準備金の額を二千五百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月十九日
埼玉県三郷市谷中14番地56

第12期決算公告 令和7年7月28日
東京都千代田区九段南一丁目6番5号
日本マイクロチップネットワーク株式会社
代表取締役 萩原 誠

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	148,029
流動資産	148,029
固定資産	
資産合計	148,029
負純 資産及の び部	65,607
流动负债	818
引当金	65,607
負債合計	65,607
株主資本	82,422
資本金	10,000
利益剰余金	72,422
利益準備金	2,500
その他利益剰余金	69,922
(うち当期純利益)	(11,717)
純資産合計	82,422
負債・純資産合計	148,029

第10期決算公告 令和7年8月19日
東京都千代田区麹町6-6-2番町麹町ビルディング5FW eWork麹町
株式会社 Air X
代表取締役 手塚 究

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	1,112,938
流動資産	48,034
固定資産	
資産合計	1,160,973
負純 資産及の び部	432,195
流动负债	129,002
引当金	576,591
負債合計	499,032
株主資本	497,532
資本金	497,532
利益剰余金	△419,973
その他利益剰余金	△419,973
(うち当期純損失)	(185,139)
新株予約権	23,183
負債・純資産合計	1,160,973

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を六六億七千四百三万八千九百二十円減少し金一億円とするることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月十九日
東京都千代田区麹町6-6-2番町麹町ビルディング5FW eWork麹町

第16期決算公告 令和7年8月19日
東京都千代田区六番町6番地
株式会社イースタンコーポレーション
代表取締役 伏屋ひろ美

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	156,614
流動資産	1,543,059
固定資産	
資産合計	1,699,673
負純 資産及の び部	1,767
流动负债	944,000
負債合計	945,767
株主資本	753,906
資本金	2,000
利益剰余金	751,906
その他利益剰余金	751,906
(うち当期純利益)	(4,127)
純資産合計	753,906
負債・純資産合計	1,699,673

第6期決算公告 令和7年8月19日
東京都渋谷区神宮前一丁目23番8-301号
株式会社 Alpharevo
代表取締役 植 雄一郎

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	17,565,857
流動資産	17,565,857
固定資産	
資産合計	17,565,857
負純 資産及の び部	4,115,933
流动负债	15,500,000
負債合計	19,615,933
株主資本	42,050,076
資本金	19,989,990
利益剰余金	△22,040,066
その他利益剰余金	△22,040,066
(うち当期純利益)	(15,078,264)
純資産合計	△2,050,076
負債・純資産合計	17,565,857

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年8月十九日
東京都渋谷区神宮前一丁目23番8-1
三〇一号株式会社 Alpharevo
代表取締役 植 雄一郎

決算公告

令和7年8月19日
東京都江戸川区松江二丁目19番15-708号
山弘商事株式会社
代表取締役 山内 伸治
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	9,368 178,973
	合計	188,342
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 その他の利益 (当期純利益)	3,434 82,967 101,940 10,000 91,940 91,940 (3,716)
	合計	188,342

合併
左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年8月19日
東京都江戸川区北沢四丁目二六番一九番一
(甲) 合同会社業平開発号
代表社員 山内 伸治

令和7年8月19日
東京都江戸川区松江二丁目一九番一
五七〇八号
(乙) 山弘商事株式会社
代表取締役 山内 伸治

第12期決算公告 令和7年8月19日

東京都千代田区紀尾井町1番3号
マッコーリーアセットマネジメント
株式会社

代表取締役 斎藤 宗作
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	1,146,119 11,682
	合計	1,157,801
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 その他の利益 (当期純損失)	647,277 510,524 275,000 275,000 275,000 △39,476 △39,476 (うち当期純損失) (27,816)
	合計	1,157,801

第15期決算公告 令和7年8月19日
東京都江戸川区本一色一丁目28番
7-404号

サンバス株式会社
代表取締役 深江 学
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	66,891 882,755
	合計	954,490
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 その他の利益 (当期純利益)	12,990 619,539 321,960 328,900 △6,939 △6,939 (4,118)
	合計	954,490

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三億一千八百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月19日
東京都江戸川区本一色一丁目二八番
七一四〇四号
サンバス株式会社
代表取締役 深江 学

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第25期決算公告 令和7年8月19日
東京都千代田区紀尾井町1番3号
マッコーリージャパン株式会社
代表取締役 リカード・カーラル・エリソン

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	7,355,303 1,199,188
	合計	8,554,491
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 その他の利益 (当期純損失)	87,310 417,866 8,049,315 90,000 5,441,000 5,441,000 2,518,315 2,518,315 (443,254)
	合計	8,554,491

決算公告 令和7年8月19日
東京都港区高輪三丁目23番17号
品川センタービルディング411号室
株式会社OSTAY JAPAN
代表取締役 太田 富也
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	253,036 25,666
	合計	278,703
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 その他の利益 (当期純損失)	106,783 72,768 99,150 213,700 204,700 △319,249 △319,249 (2,472)
	合計	278,703

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億一千三百七十万円、資本準備金の額を二億四百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月19日
東京都港区高輪三丁目三番一七号
品川センタービルディング四一一号室
株式会社OSTAY JAPAN
代表取締役 太田 富也

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第36期決算公告 令和7年8月19日
東京都豊島区高田三丁目13番2号
株式会社タスク
代表取締役社長 竹山 徹弥
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	766,354 87,262
	合計	853,617
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 その他の利益 (当期純利益) 評価・換算差額等	320,424 533,192 35,000 5,000 5,000 492,614 3,750 488,864 (7,333) 578
	合計	853,617

第80期決算公告 令和7年8月19日
静岡県静岡市葵区上桶屋町27番地
山六産業株式会社
代表取締役 高田 昌和
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	8,893 17,113
	合計	26,006
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 その他の利益 (当期純利益)	36,148 84,783 △94,925 10,000 △104,925 74 △104,998 (4,499)
	合計	26,006

合併
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月19日
静岡県静岡市葵区上桶屋町二七番地
(甲) 山六産業株式会社
代表取締役 高田 昌和

静岡県静岡市葵区上桶屋町二七番地
(乙) 高田産業合資会社
代表社員 高田 昌和

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第14期決算公告 令和7年8月19日
栃木県栃木市川原田町1341番地2号
株式会社ライフガーデン
代表取締役 五月女善重
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	3,116 3,826 3
	合計	6,946
負純 資産 及の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 その他の利益 (当期純利益)	1,089 1,402 4,453 47 197 197 4,208 4,208 (280)
	合計	6,946

第6期決算公告 令和7年6月16日
東京都港区六本木四丁目8番6号
TELASA株式会社
代表取締役社長 鈴木 正成
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	5,981,533
	固定資産	398,409
	資産合計	6,379,942
負純 資產 及の び部	流动負債	2,089,291
	株主資本	4,290,650
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	86,325
	資本その他資本剰余金	50,000
	その他の利益剰余金	36,325
利得		4,154,325
その他の利益剰余金		4,154,325
(うち当期純利益)		(195,262)
負債・純資産合計		6,379,942

第5期決算公告 令和7年8月19日
愛知県一宮市島村字郷裏42番地
Each Dream株式会社
代表取締役 中野省吾
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	47,521
	固定資産	15,391
合 計		62,912
負純 資産 及の び部	流动負債	18,593
	固定負債	19,951
負純 資産 及の び部	资本	△56,632
	资本	100,000
負純 資産 及の び部	本利差益	95,000
	本利差益	95,000
負純 資産 及の び部	资本	△251,632
	资本	△251,632
負純 資産 及の び部	余剰金	(△79,741)
	余剰金	81,000
新株予約権		62,912
合 計		62,912

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三千九百七十五万円減少し、一億円とし、その減少額を資本準備金とすることにいたしました。令和七年九月二十一日を予定しておりました発行日までに当社が新たに株式を発行する場合、当該株式の発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額の全額を資本準備金とすることで、最終的な資本金の額を一億円とするござります。なお、効力発生日までに当社が新たに株式を発行する場合、当該株式の発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額の全額を資本準備金とするござります。お申しあげました。この決定に対し異議のある場合は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第8期決算公告
令和7年8月19日
東京都渋谷区渋谷三丁目13番11号
渋谷プロパティ株式会社
代表取締役 藤原 良成
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産
	固定資産
	合計
負純 資產 及の び部	流动負債
	固定負債
	合計
資本 益 その他の利益	資本
	剰余益
	準備金
(うち当期純利益)	純利益
	その他純利益
合計	1,997
	(221)

第10期決算公告
令和7年8月19日
福岡県八女郡広川町大字吉田1152番地3
株式会社河野運送
代表取締役 久保田武彦

貸借対照表の要旨				(単位:千円)
	科 目	金額		
資の 産部	流動資産	47,404		
	固定資産	21,965		
	合 計	69,369		
負純 資産 及の び部	流动負債	69,342		
	固定負債	29,801		
	株主資本	△29,774		
	繰越利益(うち当期純利益)	6,000		
	合 計	△35,774 (38)		

第27期決算公告
令和7年6月30日
神奈川県横浜市西区平沼一丁目1番8号
株式会社神奈川ケイテクノ
取締役社長 永井 敏之
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,127,246
	固定資産	78,705
	合計	1,205,951
負純 資産 及の び部	流动負債	550,038
	固定負債	57,594
	资本	598,319
	本益余	50,000
	准备金	548,319
	純利益	12,500
その他の利益		535,819
(うち当期純利益)		(142,728)
合計		1,205,951

決 算 公 告
令和7年8月19日
大阪市東淀川区豊里四丁目9番14号
ガレージハウスKAZU101
株式会社ティエヌ・シー
代表取締役 河原誠

貸借対照表の要旨		金額
科 目	(令和6年8月31日現在)	(単位:千円)
資産部	流動資産 固定資産 合計	36,200 13,780 49,981
負純資産及び部	流動負債 株主資本 資本利益 その他利益 △ △ (うち当期純利益)	30,177 19,803 20,000 196 196 (386)
	合計	49,981

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千八百万円減少し
二百万円とすることにいたしました。
株主総会の決議は、令和七年七月二十五日
に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
り。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。
令和七年八月十九日
大坂市東淀川区豊里四丁目九番一四号
ガレージハウスKAZU一〇一
株式会社ティ・エヌ・シー
代表取締役 河原 誠

第30期決算公告 令和7年8月19日
神奈川県平塚市中原一丁目25番8号
メリオール株式会社
代表取締役 吉岡 浩
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	437,017
	固定資産	76,440
	資産合計	513,458
負純 資產 及の び部	流动負債	9,793
	固定負債	9,324
	株主資本	494,340
	資本剰余金	94,000
	資本準備金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	385,340
	その他利益剰余金	385,340
	(うち当期純利益)	(18,738)
負債・純資産合計		513,458

第69期決算公告 令和7年8月19日
広島市西区商工センター八丁目9番50号
株式会社宮地精機
代表取締役 宮地 智之
貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

貢信対照表の要旨(令和7年6月30日現在)		金額(千円)
資の 産部	科 目	金額(千円)
	流動資産	440,930
	固定資産	815,850
	繰延資産	100
合 計		1,256,880
負純 資産 及の び部	流动負債	201,646
	固定負債	286,070
	株主資本	769,164
	本益余	23,000
	利益準備金	746,164
	利益準備金	4,771
	その他利益剰余金	741,393
	(うち当期純利益)	(31,196)
合 計		1,256,880

左記会社は合併して解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

(甲) 令和七年八月十九日
広島市西区商工センター八丁目九番五
〇号

(乙) 令和七年八月十九日
広島市東区尾長東二丁目六番一七号
有限公司会社宮地智之
取締役
宮地智之

第 46 期 決 算 公 告

令和7年8月19日
山口県岩国市麻里布町三丁目14番14号
株式会社 C G S コーポレーション
代表取締役 豊島 貴子
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	2,075
	固定資産	2,777
	合計	4,852
負純 債資 産及 び部	流動負債	1,363
	固定負債	539
	定主本利	2,950
	資益利	100
	本利剩餘	2,850
	利益準備	25
	その他利益	2,825
	(うち当期純利益)	(286)
	合計	4,852

新設分割、公募
サンセツトセキユリティー（本店島根県松江市学園南一丁目二〇番二四号）に對して当社の松江営業所及び出雲営業所に屬する事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。当社の株主総会の承認決議は令和七年七月三十日に終了しております。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第35期決算公告

令和7年8月19日
長野県北安曇郡白馬村北城1695番地1
オーブス株式会社
代表取締役 岸 清美
賃借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固縁定延資産 合計	156,513 403,313 4,371 564,197
負純 資產 及の び部	流動負債 固資本 株主資本 資益 の他利益 (うち当期純利益)	135,702 383,942 44,553 25,000 19,552 19,552 (3,596)
	合計	564,197

第4期決算公告

令和7年8月19日
山口県下関市豊前田町二丁目1番15号
株式会社Baby Jam
代表取締役 田村 亮二

科 目		金額(千円)
資の部	流動資産	36,768
	固定資産	26,398
	繰延資産	200
資産合計		63,367
負純資産及の部	流動負債	25,483
	株主資本	37,884
	資本剰余金	79,362
	資本準備金	77,662
	利益剰余金	77,662
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△119,140 △119,140 (79,244)
負債・純資産合計		63,367

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億九千七百七十一万五百円、資本準備金の額を二億六百一十五万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第 22 期 決 算 公 告

第22期次昇云台
令和7年8月19日
長野県伊那市西春近2328番地1
G A S T J A P A N 株式会社

科 目		金 額
資の 産部	流動資産	59,565
	固定資産	45,533
	資産合計	105,098
負純 資産 及の び部	流動負債	4,053
	固定負債	0
	株主資本	101,045
	利益剰余	10,000
	その他の利益剰余金	91,045
	(うち当期純利益)	91,045
	負債・純資産合計	(4,629)
		105,098

第 57 期 決 算 公 告

令和7年8月19日
熊本市中央区上林町1番25号
株式会社上通第一ビル
(旧商号 合資会社上通第一ビル)
代表取締役 佐井 宏次

貸借対照表の要旨		(令和6年9月30日現在)	
科	目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	14,433	
	固定資産	267,810	
	合計	282,243	
負純 資 産 及 び部	流动負債	43,371	
	固定負債	61,703	
	定員資本	177,169	
	利益剰余金	9,500	
	利益準備金	167,669	
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	1,900 165,769 (24,431)	
合計		282,243	

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することにいたしました。また、この合併に伴い、甲はその商号を株式会社Dと変更します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
いなお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 左記のとおりです。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。
令和七年八月十九日
熊本市中央区上林町一番二五号
(甲) 株式会社第一ビル
代表取締役 佐井宏次
(乙) 佐井宏次
熊本市中央区京町一丁目九番二四号
有限会社大宏次

第 6 期 決 算 公 告

令和7年8月19日
名古屋市中区丸の内二丁目12番13号
株式会社Y. M. R愛知
代表取締役 山本 洋平

貸借対照表の要旨						
(令和7年4月30日現在)(単位:百万円)						
科 目	金 額					
資の 産部	流動資産	52				
	固定資産	232				
	合 計	284				
負純 資産 及の び部	流動負債	50				
	固定負債	200				
	株主資本	33				
	資本剰余金	1				
	利益剰余金	32				
	その他利益剰余金	32				
	(うち当期純利益)	(8)				
	合 計	284				

第39期決算公告 令和7年8月19日
栃木県下都賀郡壬生町大字藤井1136番地3
株式会社佐藤加工機
代表取締役 佐藤 二夫

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)	
科 目	金額(円)
資 流動資産	142,838,726

資の 産部	固	定	資	産	58,035,576
	合	計			200,874,302
負純 資產 及の び部	流	動	負	債	118,825,255
	固	定	定	債	61,630,000
	資	資	資	本	18,352,047
	利	益	剩	金	20,000,000
	益	利	余	金	△1,647,953
	その他の利益	△1,647,953			
	(うち当期純利益)	(1,975,104)			
	評価・換算差額等	2,067,000			
	その他の有価証券評価差額金	2,067,000			
	合	計			200,874,302

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千万円減少し一千円とするにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第 18 期 決 算 公 告

令和7年8月19日
愛知県あま市甚目寺五位田86番地の2
株式会社共栄産業
代表取締役 西原 秀熙

貸借対照表の要旨				
(令和7年5月31日現在) (単位:百万円)				
科 目	金額			
資の 産部	流動資産	70		
	固定資産	28		
	合 計	98		
負純 資産 債及 び部	流動負債	303		
	固定負債	22		
	資本	△227		
	利益	1		
	剰余金	△228		
	その他利益剰余金	△228		
	(うち当期純損失)	(12)		
	合 計	98		

第 23 期 決 算 公 告

令和7年8月19日
名古屋市守山区小六町20番25号
株式会社山楽
代表取締役 西原 秀熙
貸借対照表の要旨

(令和7年1月31日現在)(単位:百万円)			
科	目	金	額
資の 産部	流動資産	203	203
	固定資産	605	605
	合計	809	809
負純 資産 及の び部	流動負債	34	34
	固定負債	761	761
	株主資本	12	12
負純 資産 及の び部	資本剰余金	3	3
	益の他利益剰余金	9	9
	(うち当期純損失)	(86)	(86)
合計		809	809

第22期決算公告 令和7年7月28日

三重県伊賀市佐那具町金神塚1700番地の2
株式会社モリタ東洋
代表取締役 音頭 宏紀
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

貞信对表衣の要目(単位)年4月30日現在		金額(千円)
資産部	科 目	金額(千円)
	流動資産 固定資産	580,938 14,796
	資産合計	595,734
負純資産及のび部	流动負債	126,869
	負債合計	126,869
負純資産及のび部	株主資本	468,865
	資本利益剰余金	50,000
	利益準備金	418,865
	その他の利益剰余金(うち当期純利益)	12,500 406,365 (49,026)
	純資産合計	468,865
	負債・純資産合計	595,734

第75期決算公告 令和7年8月19日
福岡市博多区博多駅前二丁目9番1号

福岡市博多区博多駅前二丁目9番1号
株式会社大賀薬局
代表取締役 大賀 崇浩
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	10,123,581
	固定資産	6,320,602
合 計		16,444,184
負純 資產 及の び部	流动負債	10,356,808
	固定負債	4,414,943
資本	資本	1,672,432
	資本剰余	50,000
利益	利益	436,690
	利益準備	1,185,741
利別	利息	12,500
	利別途積	1,250,000
繰越	繰越利益	△76,758
	(うち当期利益)	(147,315)
合 計		16,444,184

第12期決算公告

令和7年8月19日
東京都港区南青山三丁目1番36号
株式会社対馬綜合商事

科 目		金額
資の 産部	流動資産	552,961
	固定資産	264,208
	合 計	817,169
負純 資産 及の び部	流動負債	758,278
	固定負債	462,648
	定主資本	△403,757
	利益剰余金	10,000
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△413,757 △413,757 (90,021)
	合 計	817,169

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の経営管理の事業及び不動産賃貸の事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継されることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
おりで。最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。
令和七年八月十九日
福岡市博多区博多駅前三丁目九番一号
（甲）株式会社オーラホールデイングス
（乙）株式会社大賀崇浩
代表取締役
福岡市博多区博多駅前三丁目九番一号
（乙）株式会社大賀崇浩
代表取締役
大賀 崇浩

吸収分割公告
当社（甲）は、吸収分割により株式会社対馬綜合商事（乙）、東京都港区南青山三丁目一番三六号の事業の内、パチンコ・パチスロ店舗の運営事業に関する権利義務を承継することにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。
令和七年八月十九日
長崎県対馬市美津島町雞知乙三一二番地三

代表取締役 串崎 朋弘
株式会社リーガル

第51期決算公告 令和7年8月19日

新潟県上越市春日野1丁目3番5号
株式会社ジー・シー・エス
コンピュータ・サービス

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)					
科 目			金額(千円)		
資産部	流動資産	固定資産			
	合計			237,136	241,442
負純資産の 及の び部		流動負債	定資本	債権	資本金
		株主資本	剰余金	81,128	294,101
		利益	準備金	75,000	219,101
		利益	当期純利益	2,046	217,055
		その他利益	期純利益	(31,560)	
		(うち当期純利益)			
		合計		478,579	

合併公告
左記会社は合併して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
主幹事会の承認決議は令和七年十月一日であり、一
月十八日には令和七年九月に予定しております。乙の株主総会の承認
議は令和七年九月二十二日であります。甲は令和七年九月二十日
までの間、甲が乙の全株式を所有しております。また、甲は乙による甲の新株式の発行及
本金の額の増加はありません。この合併に對し異議のある債権者は、本
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次の
おりです。
(甲)掲載紙　官報
掲載日付　令和七年七月二日
掲載頁数　四四〇頁(号外第一五一号)
左記のとおりです。

第 50 期 決 算 公 告

令和7年8月19日 静岡県賀茂郡河津町見高字長野泉水2316番地の23

貸借対照表の要旨		(令和7年3月31日現在)	(単位:千円)		
科	目	金額	科	目	金額
流動資産		9,568	流動負債	債権	124,235
固定資産		254,472	固定負債	債権	77,327
			株主資本	資本	62,478
			資本剰余金	金	88,000
			資本準備金	金	258,440
			その他資本剰余金	金	158,440
			利益剰余金	金	100,000
			その他利益剰余金	△	265,629
			(うち当期純損失)	△	265,629
			自己株式		(20,264)
			自 動 資 產 合 計		△18,333
資産合計		264,040	負債・純資産合計		244,040

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三千三百万円、資本準備金の額を一億三千二百万円減少し、それぞれ五千五百万円、二千六百四十四万五十九円減少することになりました。
効力発生日は令和七年九月二十日であり、株主総会の決議は令和七年七月一日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年八月十九日
静岡県賀茂郡河津町見高字長野泉水二
三一六番地の二三三
代表取締役 株式会社島崎技研
島崎みゆき

会社法第440条に基づく、いわゆる「決算公告」には、信頼性も高く用している「官報」をご利用ください。掲載のお申込みは、全国の官報サービスセンター等で受け付けています。
(官報サービスセンター窓口)



第39期決算公告

令和7年8月19日
愛知県一宮市浅井町尾閑字北田35番地
株式会社エスコ
代表取締役 久野 裕之

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	41,842,511
固定資産	116,160,986
合 計	158,003,497
負純 資産 及の び部	
流動負債	253,300
固定負債	1,470,000
株主資本	156,280,197
資本利益	10,000,000
利益剰余金	146,280,197
利益準備金	2,500,000
その他利益剰余金	143,780,197
(うち当期純損失)	(7,931,879)
合 計	158,003,497

第18期決算公告

令和7年8月19日
名古屋市南区豊三丁目27番19号
こうようサポート株式会社
代表取締役 久野 裕之

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	36,881,283
固定資産	275,889,469
合 計	312,770,752
負純 資産 及の び部	
流動負債	242,144,432
固定負債	17,345,921
株主資本	53,280,399
資本利益	10,000,000
利益剰余金	43,280,399
その他利益剰余金	43,280,399
(うち当期純損失)	(11,322,124)
合 計	312,770,752

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和7年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和7年七月一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公の合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりであります。

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

合併公告
左記会社は合併して存続しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公の合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第17期決算公告

令和7年8月19日
埼玉県久喜市北中曾根1540番地3
東洋石材株式会社
代表取締役 田中 忠男

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	19,366,276
固定資産	11,734,129
合 計	31,100,405
負純 資産 及の び部	
流動負債	7,581,967
固定負債	21,327,115
株主資本	2,191,323
資本利益	10,000,000
利益剰余金	△7,808,677
その他利益剰余金	△7,808,677
(うち当期純損失)	(32,677)
合 計	31,100,405

第23期決算公告

令和7年8月19日
埼玉県久喜市北中曾根1540番地3
株式会社ラピス
代表取締役 井関三奈子

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	1,592,895
固定資産	10,000,002
合 計	11,592,897
負純 資産 及の び部	
流動負債	6,969,510
固定負債	—
株主資本	4,623,387
資本利益	3,000,000
利益剰余金	1,623,387
その他利益剰余金	1,623,387
(うち当期純損失)	(315,302)
合 計	11,592,897

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

合併公告
左記会社は合併して存続しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公の合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

決算公告

令和7年8月19日
千葉県柏市柏一丁目1番20号
株式会社スカイプラザ
代表取締役 小田 桂一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	157,116
固定資産	3,397
合 計	160,513
負純 資産 及の び部	
流動負債	39,425
固定負債	61,104
株主資本	59,983
資本利益	10,000
利益剰余金	83,704
利益準備金	100
その他利益剰余金	83,604
(うち当期純利益)	(5,777)
自己株式	△33,720
負債・純資産合計	160,513

第32期決算公告

令和7年8月19日
千葉県柏市柏一丁目1番20号
株式会社柏駅前ビル開発
代表取締役 小田 桂一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,071,088
固定資産	87,650
合 計	1,158,739
負純 資産 及の び部	
流動負債	300,431
(うち修繕引当金)	(82)
固定負債	813,332
株主資本	44,975
資本利益	10,000
利益剰余金	37,699
その他利益剰余金	37,699
(うち当期純利益)	(6,323)
自己株式	△2,724
負債・純資産合計	1,158,739

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

合併公告
左記会社は合併して存続しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公の合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第40期決算公告

令和7年8月19日
東京都大田区東海三丁目2番6号
株式会社サンオオタ
代表取締役 加藤 貴之

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	137,267
固定資産	3,239
合 計	140,506
負純 資産 及の び部	
流動負債	165,909
株主資本	△25,403
資本利益	17,500
本利剰余金	6,921
その他資本剰余金	6,921
利益剰余金	△49,824
その他利益剰余金	△49,824
(うち当期純損失)	(35,099)
合 計	140,506

第36期決算公告

令和7年8月19日
東京都大田区東海三丁目2番6号
株式会社トント
代表取締役 大竹 康弘

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	360,287
固定資産	412,238
合 計	772,525
負純 資産 及の び部	
流動負債	43,610
固定負債	325,000
株主資本	403,915
資本利益	87,500
利益剰余金	316,415
その他利益剰余金	316,415
(うち当期純利益)	(4,074)
合 計	772,525

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

合併公告
左記会社は合併して存続しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公の合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第31期決算公告

令和7年8月19日
東京都江東区南砂一丁目23番15号
山三交通株式会社
代表取締役 秋山 利裕

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	397,461
固定資産	42,925
資産合計	440,386
負純 資産 及の び部	
流动負債	516,341
賞与引当金	11,529
固定負債	297,526
株主資本	△373,481
資本	50,000
利益	△423,481
その他利益	△423,481
余金	(97,587)
負債・純資産合計	440,386

第65期決算公告

令和7年8月19日
東京都江東区南砂一丁目23番15号
山三株式会社
代表取締役 秋山 利裕

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,019,933
固定資産	1,454,151
資産合計	2,474,084
負純 資産 及の び部	
流动負債	421,980
固定負債	729,164
株主資本	1,322,940
資本	53,500
利益	1,269,439
その他利益	1,269,439
余金	(70,759)
負債・純資産合計	2,474,084

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

第84期決算公告

令和7年8月19日
東京都目黒区碑文谷五丁目29番10号
ロック化学製品株式会社

代表取締役 渡辺 一弘

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,138,715
固定資産	592,386
合計	1,731,101
負純 資産 及の び部	
流动負債	343,283
固定負債	228,180
株主資本	1,159,637
資本	10,000
利益	1,149,637
利益準備金	2,500
その他利益	1,147,137
余金	(87,554)
合計	1,731,101

第5期決算公告

令和7年8月19日
東京都目黒区碑文谷五丁目29番10号
ロック化学ホールディングス株式会社

代表取締役 渡辺 一弘

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	770,453
固定資産	338
合計	770,792
負純 資産 及の び部	
流动負債	624
固定負債	770,168
株主資本	5,000
資本	765,453
利益	765,453
利益準備金	△ 285
その他利益	△ 285
余金	(70)
合計	770,792

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む不動産賃貸業及び配合飼料製造事業にに関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させるることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第27期決算公告

令和7年8月19日
横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
横浜ランドマークタワー39階
株式会社ハルド

代表取締役 田中 篤子

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	117,317
固定資産	64,260
合計	181,578
負純 資産 及の び部	
流动負債	31,894
株主資本	149,683
資本	18,000
利益	131,683
利益	131,683
利益	(7,292)
合計	181,578

第21期決算公告

令和7年8月19日
横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
横浜ランドマークタワー39階

株式会社シムス

代表取締役 田中 篤子

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	47,450
固定資産	625,628
合計	673,078
負純 資産 及の び部	
流动負債	51,629
固定負債	478,757
株主資本	142,691
資本	3,000
利益	139,691
利益	139,691
利益	(17,435)
合計	673,078

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) (乙) 左記のとおりです。

第40期決算公告

令和7年8月19日
京都市中京区西ノ京馬代町19番地
三要リフォーム株式会社

代表取締役 三輪 泰之

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	22,537
固定資産	16,085
合計	38,622
負純 資産 及の び部	
流动負債	3,888
株主資本	34,733
資本	10,000
利益	24,733
利益	2,500
利益	22,233
利益	(2,015)
合計	38,622

第76期決算公告

令和7年8月19日
京都市中京区西ノ京馬代町19番地
要建設株式会社

代表取締役 三輪 泰之

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	5,346,344
固定資産	1,628,970
合計	6,975,314
負純 資産 及の び部	
流动負債	2,722,654
固定負債	232,712
株主資本	4,019,947
資本	40,000
利益	3,984,407
利益	10,000
利益	3,974,407
利益	(246,755)
自己株式	△ 4,460
合計	6,975,314

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

決算公告

令和7年8月19日
福岡市南区市崎一丁目10番14号
株式会社ニュー大洋
代表取締役 岡部 章藏
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産 部	
流動資産	6
固定資産	168
合 計	174
負純 資 産 及 の び 部	
流动負債	108
固定負債	10
株主資本	55
資本剰余金	10
利益剰余金	45
利益準備金	0
その他利益剰余金(うち当期純損失)	45
合 計	(22)
	174

決算公告

令和7年8月19日
福岡市南区市崎一丁目10番14号
株式会社オーシャン商事
代表取締役 岡部 章藏
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産 部	
流動資産	7
固定資産	168
合 計	175
負純 資 産 及 の び 部	
流动負債	94
固定負債	17
株主資本	63
資本剰余金	6
利益剰余金	56
利益準備金	0
その他利益剰余金(うち当期純利益)	56
合 計	(5)
	175

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第4期決算公告 令和7年8月19日
福岡市城南区荒江一丁目6番11号
株式会社ファーストステップ
代表取締役 井上 利生
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流動資産	13,322
固定資産	4,247
合 計	1,455
負純 資 産 及 の び 部	
流动負債	18,320
固定負債	9,438
株主資本	△8,733
資本剰余金	9,000
利益剰余金	△17,733
繰越利益剰余金(うち当期純損失)	△17,733
合 計	(6,711)
	19,025

第69期決算公告 令和7年8月19日
福岡市城南区荒江一丁目6番11号
大洋ガステック株式会社
代表取締役 井上 利生
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流動資産	222,012
固定資産	554,334
合 計	3,360
負純 資 産 及 の び 部	
流动負債	101,859
固定負債	233,466
株主資本	444,381
資本剰余金	22,800
利益剰余金	422,981
繰越利益剰余金(うち当期純利益)	20,000
自己株式	402,981
合 計	(16,724)
	△1,400

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第20期決算公告 令和7年8月19日
鹿児島県霧島市福山町福山147番地1
株式会社黒酢の杜
代表取締役 鮫島 雄司
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流動資産	131,866
固定資産	95,812
合 計	246
負純 資 産 及 の び 部	
流动負債	281,152
固定負債	8,000
株主資本	△61,227
資本剰余金	10,000
利益剰余金	△71,227
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△71,227
合 計	(20,795)
	227,925

第75期決算公告 令和7年8月19日
鹿児島県霧島市錦江町11番6号
株式会社サメシマ
代表取締役 鮫島 徳友
貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流動資産	894,519
固定資産	434,314
合 計	1,328,834
負純 資 産 及 の び 部	
流动負債	716,326
固定負債	281,419
株主資本	331,087
資本剰余金	30,000
利益剰余金	9,999
繰越利益剰余金(うち当期純利益)	291,088
自己株式	2,500
合 計	(17,433)
	288,588

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第10期決算公告 令和7年8月19日
神奈川県三浦市南下浦町菊名1260番地
一般財団法人龍雲山三浦靈場満願所
代表理事 丸山 雪夫
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産 部	0
流動資産	78,867
固定資産	78,868
合 計	78,868
負味 貨 財 及 産 び の 正 部	
流动負債	11,319
固定負債	11,319
合 計	67,548
一般正味財産	67,548
基本財産充当額	67,548
正味財産合計	67,548
合 計	78,868

第9期決算公告 令和7年8月19日
神奈川県小田原市柏山2423
公益社団法人グローバルベースボールリーグ
代表理事 丸山 雪夫
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産 部	5,261
流動資産	135
固定資産	5,396
合 計	5,396
負味 貨 貌 及 産 び の 正 部	
流动負債	782
固定負債	782
合 計	4,614
一般正味財産	4,614
正味財産合計	4,614
合 計	5,396

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

第2期決算公告

令和7年8月19日 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

PTCJ-5ホールディングス株式会社

代表取締役 川元 晋介

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	879,356	流动負債	677,803
固定資産	31,758,104	固定負債	13,741,472
繰延資産	39,542	株主資本	18,255,816
		資本金	100,000
		資本剰余金	19,122,232
		資本準備金	19,122,232
		利益剰余金	△966,415
		その他利益剰余金	△966,415
		(うち当期純損失)	(208,179)
資産合計	32,677,003	新株予約権	1,910
		負債・純資産合計	32,677,003

第10期決算公告

令和7年8月19日

東京都港区南青山一丁目15番9号

株式会社GENEROSITY

代表取締役 西垣 雄太

貸借対照表の要旨 (令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,026,762	流动負債	330,343
固定資産	78,402	固定負債	183,883
		株主資本	590,289
		資本金	50,000
		資本剰余金	148,376
		資本準備金	12,500
		その他資本剰余金	135,876
		利益剰余金	391,913
		その他利益剰余金	391,913
		(うち当期純利益)	(102,244)
資産合計	1,105,164	新株予約権	647
		負債・純資産合計	1,105,164

第66期決算公告

令和7年6月25日

名古屋市熱田区高蔵町10番12号

富永産業株式会社

代表取締役社長 鶴田 讓治

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	9,232,342	流动負債	8,874,624
固定資産	1,725,003	固定負債	280,491
有形固定資産	687,061	株主資本	1,484,979
無形固定資産	22,234	資本金	45,000
投資その他の資産	1,015,706	利益剰余金	1,471,932
		利益準備金	11,250
		その他利益剰余金	1,460,682
		(うち当期純利益)	(119,255)
		自己株式	317,249
		評価・換算差額等	317,249
資産合計	10,957,345	その他有価証券評価差額金	
		負債・純資産合計	10,957,345

第37期決算公告

令和7年8月19日

東京都渋谷区渋谷三丁目13番11号

株式会社オリエンタル警備

代表取締役 藤原 良成

貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	3,846	流动負債	1,841
固定資産	3,585	ボーナス引当金	60
繰延資産	0	固定負債	2,527
		退職給付引当金	50
		株主資本	3,063
		資本金	50
		利益剰余金	3,013
		利益準備金	129
		その他利益剰余金	2,883
		(うち当期純利益)	(422)
資産合計	7,432	負債・純資産合計	7,432

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

『マンガTOP』のサービス終了にあたり、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、未使用の前払式支払手段を保有しているお客様に払戻しをいたします。

■前払式支払手段発行者の商号

株式会社日本文芸社

■払戻し対象の前払式支払手段

令和七年八月十八日(月)23時59分までにご利用いただけなかったコイン(iOS, Android)アプリ名「マンガTOP」の未使用残高

■払戻しのお申出方法

『マンガTOP』のアプリを起動し、アプリ内の「お問い合わせフォーム」に所定の情報を入力のうえ、払戻し手続きをしてください。

■払戻しのお申出期間

令和七年八月十九日(火)00時00分～令和七年十月二十一日(火)23時59分まで

※当該期間内に払戻しのお申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

■払戻しの方法

所定の手続き終了後、お客様にご指定いただいた日本国内の銀行口座へ、日本円で「コイン」(有償のみ)の未使用残高相当額を振り込みいたします。

※振込手数料は弊社にて負担いたします。

■本件に関するお問い合わせ

『マンガTOP』アプリ内からお問い合わせください。

令和七年八月十九日

東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号

株式会社日本文芸社

第43期決算公告

令和7年7月28日

熊本県熊本市東区小山町1828番地

株式会社九州ミタカ

代表取締役 海老原幸浩

貸借対照表の要旨 (令和7年5月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	291,559	流动負債	165,358
固定資産	271,806	固定負債	21,150
		退職給付引当金	21,150
		負債合計	186,508
		株主資本	376,856
		資本金	10,000
		利益剰余金	366,856
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	364,356
		(うち当期純利益)	(16,083)
資産合計	563,365	純資産合計	376,856
		負債・純資産合計	563,365

第28期決算公告

2025年8月19日

大阪市西区新町2丁目4番2号

株式会社スミノエインテリアプロダクト

代表取締役 村瀬 典久

貸借対照表の要旨 (2025年5月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流动資産	9,931,659
固定資産	568,168
有形固定資産	30,885
無形固定資産	33,288
投資その他の資産	503,995
	流动負債
	固定負債
	株主資本
	資本金
	利益剰余金
	利益準備金
	その他利益剰余金
	(うち当期純利益)
	評価・換算差額等
	その他有価証券評価差額金
資産合計	10,499,828
	負債・純資産合計
	10,499,828

第62期決算公告

令和7年8月19日

埼玉県さいたま市桜区山久保一丁目8番
15号

北関東TCM株式会社

代表取締役 仲島 康晴

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	2,237,627
	固定資産	2,649,854
資産合計		4,887,482
負債及び純資産の部		
流动負債(賞与引当金)	2,119,273	383,786
固定負債(退職給付引当金)	(128,270)	420,575
株主資本	936,158	1,043
利益剰余金	(731,992)	
資本利益剰余金	1,837,450	805,406
その他利益剰余金	50,000	
自己株式	1,787,450	
利益準備金	12,500	
その他利益剰余金	1,774,950	
(うち当期純利益)	(273,325)	
△5,400		
負債・純資産合計	4,887,482	805,406

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公報します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月十九日
埼玉県さいたま市桜区山久保一丁目八番
15号
(甲) 北関東TCM株式会社
代表取締役 仲島 康晴
(乙) 株式会社愛全重車輛
代表取締役 仲島 重康
愛全重車輛
仲島 康晴
（単位：千円）

第28期決算公告

令和7年6月30日

佐賀県佐賀市神野東4丁目9番3号
株式会社JAセレモニーさが
代表取締役社長 鬼木 秀敏

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	3,264,893
固定資産	1,774,404
合 計	5,039,297
負純 資 産 及 び 部	
流動資本	494,769
固定資本	212,655
資本利益	4,331,873
資本剰余金	146,950
資本利益準備金	4,184,923
その他利益剰余金	37,121
(うち当期純利益)	4,147,802
合 計	(251,094)
	5,039,297

第9期決算公告

令和7年8月19日

愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市民会館3階

一般社団法人しまなみジャパン

代表理事 平谷 祐宏

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	318,532
固定資産	104,258
合 計	422,790
負味 財 及 び 部	
流動負債	80,461
固定負債	2,443
負債合計	82,904
一般正味財産	339,885
正味財産合計	339,885
合 計	422,790

第46期決算公告

令和7年8月19日

東京都港区南青山二丁目12番12号

株式会社不二ビューティ

代表取締役 高野 友梨

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	9,170,103
	固定資産	7,780,827
合 計		16,950,930
負債及び純資産の部		
流动負債	7,555,805	1,107,079
固定負債	9,179,885	99,838
株主資本	213,210	
利益剰余金	50,000	
資本利益剰余金	377,062	
資本準備金	377,062	
△213,852		1,206,918
△213,852		
△10,750		
△224,602		
(5,111)		
△20,030		
△20,030		
合 計	16,950,930	1,206,918

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公報します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月十九日
東京都渋谷区代々木三丁目37番5号
(甲) 株式会社スイスセルラボ
代表取締役 高野 友梨
(乙) 株式会社不二ビューティ
代表取締役 高野 友梨
友梨
（単位：千円）

第19期決算公告

令和7年8月19日

東京都渋谷区代々木三丁目37番5号

株式会社スイスセルラボ・ジャパン

代表取締役 高野 友梨

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	1,107,079
固定資産	99,838
合 計	1,206,918
負純 資 産 及 び 部	
流动負債	266,001
固定負債	1,260,000
資本利益	△319,083
資本剰余金	90,000
資本利益準備金	△409,083
その他利益剰余金	△409,083
(うち当期純利益)	(247,234)
合 計	1,206,918

第58期決算公告

令和7年6月26日

埼玉県川口市青木2丁目5番10号

埼玉建興株式会社

代表取締役 武井 美親

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	15,218
固定資産	1,363
合 計	16,603
負純 資 産 及 び 部	
流动負債	11,888
固定負債	1,013
資本利益	3,702
資本剰余金	440
資本利益準備金	110
その他利益剰余金	3,152
(うち当期純利益)	110
△3,041	
合 計	(184)
	16,603

第7期決算公告

令和7年6月25日

東京都文京区本駒込2-28-8

株式会社Geolonia

代表取締役 宮内 隆行

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	208,849
固定資産	58,280
合 計	267,129
負純 資 産 及 び 部	
流动負債	152,177
固定資本	114,952
資本剰余金	67,022
資本利益準備金	45,010
資本剰余金	45,010
その他利益剰余金	2,920
(うち当期純利益)	2,920
△(77,875)	
合 計	267,129

第7期決算公告		令和7年8月19日 東京都港区南青山三丁目1番34号
株式会社Morght		代表取締役 土井 貴貴
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,913,028
	固定資産	606,426
	合計	2,519,454
負純 資 産 及 の び部	流动負債	1,005,452
	固定負債	355,011
	株主資本	1,139,975
	資本剰余金	33,126
	資本準備金	33,076
	利益剰余金	33,076
	その他利益剰余金	1,073,772
	(うち当期純利益)	1,073,772
	新株予約権	(165,400)
	合計	19,015
		2,519,454

第31期決算公告		令和7年8月19日 新潟県新発田市東新町3丁目8番17号
秀和建設株式会社		代表取締役 犬井 秀和
貸借対照表の要旨 (令和7年4月30日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	335,223
	固定資産	41,870
	合計	377,093
負純 資 産 及 の び部	流动負債	22,064
	固定負債	510
	株主資本	354,518
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	324,518
	利益剰余金	324,518
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(19,097)
	合計	377,093

第70期決算公告		令和7年8月19日 長野市大字長野大門町66番地1
株式会社長野西沢書店		代表取締役 西澤 基喜
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	204,997
	固定資産	29,228
	合計	234,225
負純 資 産 及 の び部	流动负债	59,110
	固定负债	0
	株主資本	175,115
	資本剰余金	22,890
	資本準備金	152,225
	利益剰余金	2,000
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	150,225
	合計	(3,647)
		234,225

第12期決算公告		2025年8月18日 滋賀県甲賀市甲賀町神保53番地の5
住江テクノ株式会社		代表取締役 服部 太郎
貸借対照表の要旨(2025年5月31日現在)		
科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	2,240
	固定資産	10
	合計	2,250
負純 資 産 及 の び部	流动负债	1,777
	固定负债	182
	株主資本	291
	資本剰余金	90
	資本準備金	110
	利益剰余金	91
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	91
	合計	(1)
		2,250

第42期決算公告		令和7年8月19日 和歌山県西牟婁郡白浜町中1701番3
クオリティソフト株式会社		代表取締役 浦 聖治
貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)		
科	目	金額
資の 産部	流動資産	1,527,382
	固定資産	1,573,650
	合計	4,532
負 純 資 産 及 の び部	流动负债	1,287,726
	固定负债	84,531
	退職給付引当金	806,775
	役員退職慰労引当金	93,031
	株主資本	211,227
	資本剰余金	1,011,490
	資本準備金	112,035
	利益剰余金	329,942
	利益準備金	329,942
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	569,513
	評価・換算差額等	14,789
	その他有価証券評価差額金	554,723
	合計	(56,628)
		△427
		△427
		3,105,565
資の 産部	流動資産	1,287,726
	固定資産	84,531
	退職給付引当金	806,775
	役員退職慰労引当金	93,031
	株主資本	211,227
	資本剰余金	1,011,490
	資本準備金	112,035
	利益剰余金	329,942
	利益準備金	329,942
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	569,513
	評価・換算差額等	14,789
	その他有価証券評価差額金	554,723
	合計	(56,628)
		△427
		△427
		3,105,565
第2期決算公告		令和7年8月19日 東京都千代田区麹町三丁目3番地4
Quality Cloud株式会社		代表取締役 吉谷 清
貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)		
科	目	金額
資の 産部	流動資産	8,779
	固定資産	2,284
	合計	432
負 純 資 産 及 の び部	流动负债	3,609
	固定负债	7,887
	株主資本	15,000
	資本剰余金	△7,112
	資本準備金	△7,112
	利益剰余金 (うち当期純損失)	(6,955)
	合計	11,496
資の 産部	流動資産	3,609
	固定資産	7,887
	合計	11,496
負 純 資 産 及 の び部	流动负债	3,609
	固定负债	7,887
	株主資本	15,000
	資本剰余金	△7,112
	資本準備金	△7,112
	利益剰余金 (うち当期純損失)	(6,955)
	合計	11,496

第38期決算公告		令和7年8月19日 横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地
シェフラー・ジャパン株式会社		代表取締役 中川 大治
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	12,067
	固定資産	503
	合計	258
資 産 合 計		12,830
負 債 及 の び部	流动负债	7,290
	固定负债	2
	長期賞与引当金	245
	株主資本	347
	資本剰余金	15
	資本準備金	5,192
	利益剰余金	40
	利益準備金	5,152
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	10
	評価・換算差額金	5,142
	その他有価証券評価差額金	(1,191)
負債・純資産合計		12,830
第7期決算公告		令和7年8月19日 横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地 ヴィテスコ・テクノロジーズ・ジャパン 株式会社
代表取締役 田中 昌一		代表取締役 田中 昌一
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	1,782
	固定資産	1,138
	合計	2,920
資 産 合 計		2,920
負 純 資 産 及 の び部	流动负债	1,420
	固定负债	113
	株主資本	46
	資本剰余金	1,453
	資本準備金	310
	利益剰余金	1,143
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	1,143
	評価・換算差額金	(451)
負債・純資産合計		2,920

左記会社は吸収分割して甲は乙のクラウド基盤事業(QCC事業)に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司記及び下記のとおりです。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継する事にいたしました。この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

